

(4) 環境局の補助金等

ア. 環境モデル都市地域推進会議登録団体助成金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境政策部／環境学習課
交 付 要 綱	北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支援事業実施要綱
交 付 目 的	市民団体、NPO、事業者等の中で積極的な取組みの意志のある団体が行う環境モデル都市推進の活動を支援し、北九州市が推進する「北九州市環境モデル都市」の実現に寄与することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	環境モデル都市に関する市民啓発・教育活動や低炭素社会づくりに資する調査、研究活動などの非営利活動に対して補助金を交付している。助成する活動や事業については、構成員9名からなる「選定検討会」により選定される。
交 付 先	北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体・NPO、事業者等の団体
補 助 開 始 年 度	平成 21 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	1,250	1,286	1,755
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	1,250	1,286	1,755
対象事業費	—	—	1,250	1,286	1,755
交 付 件 数	—	—	6 件	7 件	9 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体、NPO、産業界、学術機関等の団体を実施する環境モデル都市推進の活動を支援するため、平成 21 年度に創設された。

補助金額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じた額であり、250 千円が上限額とされている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助対象活動の変更に伴う変更承認申請手続の実施の必要性の有無について

(合規性—意見) 環境-ア

交付申請時の補助対象活動の一部が実施されず、補助金が他の活動に充当されているにもかかわらず補助金計画変更の申請手続がなされていなかった。計画変更の申請手続が省略できる変更とも捉えられるが、明確な基準がなく判断が困難であるため、交付要綱等に軽微な変更に係る条件等の設定を行うことが望まれる。

<内容>

平成 23 年度に交付された活動のうち、特定非営利活動法人北九州サステイナビリティ研究所の「環境文化の創造学習」において、申請時の活動計画書の補助対象活動の一部が実施されず、補助金が他の活動に充当されているにもかかわらず、補助金計画変更の申請手続がなされていなかった。

具体的には、申請時の活動計画書において、「エネルギー」について専門講師等の招へいも含めた調査・研究を行い、その結果と成果を広く市民へ広報するため報告書を冊子化することとされており、冊子製作費 100 千円が補助対象経費として承認されていた（補助金の額としては、対象経費に 2 分の 1 を乗じた額となるので 50 千円）。

しかし、実績報告書によると、実際には研究成果の冊子製作は実施されず、その経費は講演会の講師謝金等に充当されていたが、事業計画の変更申請は行われていなかった。

「北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支援事業実施要綱」の第 13 条において「活動団体は、補助活動の内容を変更し、又は補助活動を中止しようとする時は、あらかじめ北九州市環境モデル都市地域推進会議登録団体支事業補助金計画変更承認申請書を市長に提出しなければならない。」として内容の変更があった場合の変更承認申請書の提出を義務付けている。

したがって、本事例のように補助対象活動の一部を変更する場合は、補助金計画の変更承認手続をとる必要がある。

一方で、本事例の場合、補助対象経費（500 千円）のうち他の活動に充当された額（100 千円）は全体の 20% であるため、基本規則に定める計画変更手続が省略できる「軽微な変更」であるといえなくもない。しかし、交付要綱等に軽微な変更に係る条件（基準）が設定されていない。このような規程がないと、交付決定時に承認したものと異なる事業が実施されてしまう可能性がある。

そのため、交付要綱等に、交付決定した事業の内容や経費の区分の変更について、一定の条件を設けることが望まれる。

イ. 北九州市衛生総連合会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／循環社会推進部／業務課
交 付 要 綱	要綱なし
交 付 目 的	北九州市衛生総連合会（以下「総連合会」という。）との連携を図り、環境保全や健康づくり等に関する普及啓発や自主的実践活動を推進し、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	総連合会の運営に係る費用及び指導啓発事業、研修事業、市民運動、地区育成事業などの事業費に対して補助金を交付している。
交 付 先	北九州市衛生総連合会
補 助 開 始 年 度	昭和 38 年から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
対象事業費	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

昭和 38 年に門司市、小倉市、八幡市、若松市及び戸畑市の 5 市が合併し北九州市が発足した。これに伴い旧 5 市の各衛生協会連合会は各区の衛生協会に改組され、総連合会に大同団結した。当初、任意団体であった総連合会は、昭和 43 年に社団法人として認可されたが、公益法人改革により平成 24 年度に任意団体へ移行した。

平成 2 年から環境局内に総連合会の事務局を設置し、事務局長は環境局業務課長、事務局次長は環境局業務課まち美化推進係長が兼任している。また、総連合会が雇用した専任の事務職員が業務に従事している。

さらに、まちづくり推進課（平成 23 年度からはコミュニティ支援課へと名称変更）内に区の衛生協会事務局を設置している。

市は会議等への出席や業務課長の事務局長兼任を通じ、総連合会の現状把握や今後の方向性等について関与している。また、総連合会は財政援助団体監査の対象となっている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性－意見）環境-イ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ウ. 北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境未来都市推進室
交 付 要 綱	北九州市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱
交 付 目 的	家庭における地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムを設置する市民に対して設置費用の一部を補助し、当該システムの導入を推進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	太陽光発電システム設置費用の一部に対して補助金を交付している。 ・補助額：3万円/kw、上限7万円 ・補助件数：1,500件程度（最終的には1,714件交付） ・予算総額：1億500万円
交 付 先	太陽光発電システムを設置する市民 （平成23年度は1,714名）
補 助 開 始 年 度	平成19年度から

(イ) 補助金額の推移

（単位：千円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	13,490	22,756	27,103	95,683	119,543
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	13,490	22,756	27,103	95,683	119,543
対象事業費	194,325	337,212	555,054	2,826,442	3,491,499
交 付 件 数	81件	155件	259件	1,374件	1,714件

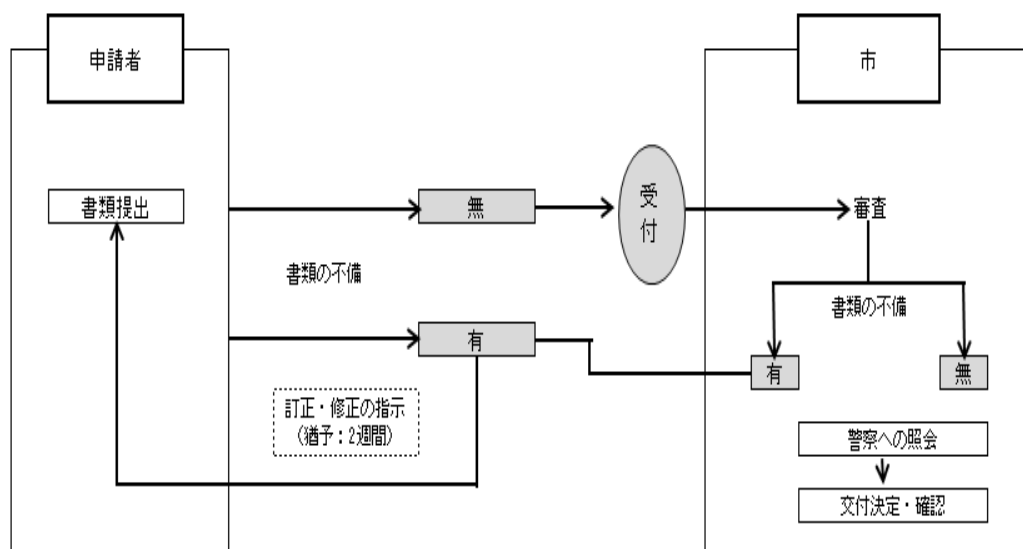
(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、家庭における地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電システムを設置する市民に対して設置費用の一部を補助している。

地球温暖化は、人間の活動による温室効果ガスの増加が原因と考えられており、地球規模での大きな問題となっている。この問題の解決には、再生可能エネルギー等の技術開発はもちろんのこと、省エネライフスタイルへの変革や社会制度の整備など、市民・企業・行政などの様々な主体が協力して取り組んでいく必要がある。

市は、これまで太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、環境共生型まちづくりなど地球温暖化対策に取り組んできた。このため、平成17年4月、国の「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に選定されている（「北九州市地球温暖化対策地域推進計画」平成18年10月北九州市）。

【手順のフロー図】



※出所「平成 23 年度住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業【申請受付要領】」を参考に監査人作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 市の事務負担の軽減策の検討について（有効性等一意見）環境-ウ

申請者の急増に伴い、所管部署の事務作業が増大している。

市民の環境に対する意識向上等により、今後も申請者の増加が予想されるため、早急に市の事務負担軽減のための対策を講じることが望まれる。

<内容>

年々、市民の環境に対する意識向上等により、本補助金の申請者が急増している。平成 22 年度に交付件数が 1,000 件を超え、平成 23 年度には 1,714 件となっている。

一方、市は、電話による市民からの問い合わせ、申請書類の受理及び審査、交付決定通知書の発行、稼動状況報告の受理等の事務作業を 3 名（担当職員 1 名、臨時職員 2 名）で実施しており、事務作業が増大している。

平成 24 年度からは、電話による市民からの問い合わせ業務を民間に委託することで、負担軽減にはつながっているものの、申請者が年々増加することを考えると十分な対策とはいえない。実際、市は設置者に翌 1 年間の月次稼動状況の報告義務を課しているが、平成 22 年度分に関しすべての稼働状況報告書が入手されているかの確認はいまだできていないとのことである。

そこで、事務負担軽減の観点から、交付決定に必要な申請書類の受理及び審査業務のみ市が行い、電話による市民からの問い合わせ、交付決定通知書の発送及び稼動状況報告の受理等の業務に関しては外部に委託するなど、早急に市の事務負担軽減のための対策を講じることが望まれる。

エ. 福岡水素エネルギー戦略会議負担金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境未来都市推進室
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	低炭素社会の切り札といわれる水素エネルギー関連の実証事業の実施・支援などを行っている福岡水素エネルギー戦略会議（以下「水素会議」という。）に対し、同会議の円滑な運営を行うことを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、次の北九州水素タウンプロジェクト実証事業を行っている。 ① 燃料電池自動車に燃料として水素を充填する北九州水素ステーションの実証 ② 水素を市街地へ送り込み、一般家庭、公共施設、民間施設に設置している燃料電池で発電・給湯する北九州水素タウンでの実証
負 担 先	福岡水素エネルギー戦略会議 （事務局：福岡県商工部新産業・技術振興課）
開 始 年 度	平成 17 年度から

(イ) 負担金額の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	288,846	432,227	402,551	231,638	160,237
支 出 合 計	140,478	167,969	306,513	163,998	140,152
収 支 差 額	148,368 (145,111)	264,258 (261,170)	96,037 (92,743)	67,640 (55,289)	20,085 (16,048)

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

※収支差額の（ ）は、次期繰越額のうち特定用途繰越金を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

市は、水素会議に対して負担金を支出している。

負担先の設立趣旨について、ホームページには次のとおり記載されている。

【福岡水素エネルギー戦略会議設立趣旨】

我が国は、エネルギーの8割以上を輸入に依存しており、供給構造が脆弱であるうえ、地球環境保全の面から地球温暖化ガスの排出削減は緊急の課題です。この課題解決の有力なテクノロジーとして期待されているのが、高い省エネ性と優れた環境特性を持つ燃料電池であり、その関連産業の市場規模は100兆円（2020年）に達するとも言われています。燃料電池の燃料となるのが水素であります。水素エネルギーの分野は裾野が広い産業分野であり、様々な技術の研究開発が期待されています。

また、水素エネルギー社会実現のためには、安全面等、実証を通じた社会的受容性の向上を図っていくことも必要となります。このような中、九州大学が、水素利用技術の研究開発について、文部科学省の「※ 21世紀COEプログラム」に採択され、また「水素利用技術研究センター」を発足しました。一方、福岡県内には、燃料電池自動車の生産拠点となりうる自動車産業や副生水素を保有する企業群が集積しています。

そこで、本県におけるこれらのポテンシャルをいかし、環境にやさしい水素利用社会の実現を先導する地域の形成を図るため、九州大学を中心とする産学官連携のもと、「福岡水素エネルギー戦略会議」を創設することになりました。

※出所「福岡水素エネルギー戦略会議ホームページ」

水素会議は、産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーの開発及び普及を総合的に推進する全国唯一の組織であり、「研究開発」、「社会実証」、「水素人材育成」、「世界最先端の水素情報拠点の構築」及び「水素エネルギー新産業の育成・集積」に取り組んでいる。

(オ) 監査の結果

監査の結果、法規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 負担金額決定に関する書類の保存について（必要性—意見）環境-エ

負担金5,000千円を市が支出するに至った金額決定に関する書類が保存されていない。金額決定の書類は、負担金額見直しの重要な資料になるため、負担金を支出している間は当該書類を保存して、担当者が算出根拠や積算内容を的確に把握できるようにすることが望まれる。

<内容>

市は、平成17年度から負担金5,000千円を支出している。なお、平成23年度における負担金額は次のとおりである。

【平成23年度水素会議負担金】

(単位：千円)

負担者	負担金額
福岡県	75,137
佐賀県	4,997
北九州市	5,000
福岡市	2,000
独立行政法人産業技術総合研究所	1,663
財団法人九州大学学術研究都市推進機構	1,010
公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター	903

※出所「平成23年度戦略会議収支決算書及び平成24年度予算案」を参考に
監査人作成

当該負担金額が福岡県に次いで2番目に大きい理由は、上記取組の1つである「社会実証」に関し、市に「北九州水素ステーション」と「北九州水素タウン」の2つが整備されているためである。

そこで、5,000千円を負担するに至った金額決定の経緯の説明を所管部署に求めたところ、書類は保存期間の5年間を超えているためすでに破棄されており、その経緯については不明とのことであった。

確かに「北九州市文書管理規則」の「保存期間区分基準表」によれば、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）は、保存期間が5年間とされている。

しかし、負担金は、導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止や減額等の見直しを行わずに長期化する傾向にあるため、金額決定に関する書類は負担額見直しの重要な資料に該当すると考えられる。

したがって、負担金を支出している間は、当該書類を保存して担当者が算出根拠や積算内容を的確に把握できるようにすることが望まれる。

オ. 財団法人北九州国際技術協力協会運営補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境国際戦略室／環境国際戦略課
交 付 要 綱	公益財団法人北九州国際技術協力協会補助金交付要綱
交 付 目 的	公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下「K I T A」という。）は、開発途上国に対して、公害克服した際に蓄積したノウハウや技術などを移転し、途上国における様々な環境問題解決や地球規模の環境保全に資する事業を実施している。これらの事業を行っているK I T Aが安定的な事業運営を行えるよう支援することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	次の事業を対象として補助金を交付している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修部事業 環境対策、生産技術・設備保全、循環型社会、職業訓練他の4コースの研修を実施 ・ 技術協力部事業 各国との技術・経済交流、調査、研修等を実施 ・ K I T A環境協力センター事業 国際研修、各国との協力事業、情報の収集・提供事業の実施 ・ 国際親善交流事業 日本の伝統や文化、生活等を理解してもらうための国際親善交流プログラムの実施 ・ 広報活動 K I T Aニュースの発行、ホームページへの最新記事掲載や更新
交 付 先	公益財団法人北九州国際技術協力協会
補 助 開 始 年 度	平成4年度から

(i) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	40,237	38,817	37,298	33,601	32,600
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	40,237	38,817	37,298	33,601	32,600
対象事業費	40,237	38,817	37,298	33,601	32,600
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	2件

(ウ) 補助金等の設置の背景

財団法人北九州国際研修協会（現K I T A）は、北九州市域に蓄積された工業技術を開発途上国へ移転することを目的として、昭和 55 年 7 月に設立された。

これまで、国際技術研修、専門家派遣、交際技術協力に関する調査研究、コンサルティングなどの広範囲な国際技術協力等を実施してきた。平成 4 年にはK I T A内に環境協力センターを設置し、公害克服のノウハウを活かした環境国際協力を推進している。

市はアジアの環境人材育成拠点を目指し、国際研修機能の強化に取り組んでいる。また、環境国際協力事業、環境ビジネス事業においても、これまで以上に発展的に取り組んでいく方針である。これらの政策を推進するにあたっては、重要なパートナーであるK I T Aの安定的な運営が不可欠であることから、補助金を交付し運営を支援している。

平成 22 年度までは概算払いであったが、平成 23 年度は、実績に基づく一般支払による交付となっている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ウ) 監査の意見

① 運営費補助の必要性の検討について（必要性—意見）環境-オ

市は、K I T Aの安定的運営を支援する目的で、事業費及び運営費を補助しているが、本補助金の事業費と運営費の区分が明確でない。また、自主事業により一般正味財産は増加傾向にあり、団体を運営する財源も確保できている。したがって、今後は補助対象を明確にし、必要額を補助するようにすることが望ましい。

〈内容〉

市は、K I T Aの安定的運営を支援する目的で、事業費及び運営費を補助している。

交付申請書に添付されている平成 23 年度財団法人北九州市国際技術協力協会補助事業運営経費では、当補助金の支出予算は次の表のとおり記されている。

法人費のうち、「b. 研修部スタッフ」から「e. 環境協力センター等スタッフ」までは、おおむね事業に係る人件費であるが、「a. 事務局スタッフ」及び「f. 貸室料」から「1. 会費」までは、事業費と運営費が混在していると推測され、事業費と運営費の区分が明確でない。

また、自主事業の実施等により一般正味財産は増加傾向にある。過去4年間の一般正味財産増減の部における当期経常増減額の推移をみると、平成23年度は10,109千円と累計で18,108千円増加しており、団体を運営する財源も確保できているといえる。

したがって、今後は補助対象を明確にし、必要額を補助するようにすることが望まれる。

【補助金に係る支出予算】

(単位：円)

項目		予算額	内訳	
法人費	人件費	22,256,000	a. 事務局スタッフ	5,277,000
			b. 研修部スタッフ	4,320,000
			c. 技術協力部スタッフ	3,840,000
			d. 生産性協力センタースタッフ	5,760,000
			e. 環境協力センター等スタッフ	3,059,000
	運営費	7,304,000	f. 貸室料	2,500,000
			g. 通信費	400,000
			h. 備品・雑費	850,000
			i. 消耗品費	1,800,000
			j. 食糧諸費	100,000
			k. 印刷費	1,192,000
			l. 会費	462,000
	事業費	3,040,000	m. 調査旅費	3,040,000
合計	32,600,000			

※出所「平成23年度 補助金交付申請書」

カ. 北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	環境局／環境国際戦略室／環境国際戦略課
交 付 要 綱	北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業助成金 交付要綱
交 付 目 的	北九州市の中小企業の海外進出を支援することを補助金交付の目的とする。
補 助 事 業 概 要	企業の海外進出を支援するため、アジア地域等の海外に低炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、自社が所有する既存の技術・製品を特定の海外でのニーズに合わせた現地での実証試験に要する費用の一部を助成している。
交 付 先	市内の中小企業
補 助 開 始 年 度	平成 23 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	—	—	8,871
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	8,871
対象事業費	—	—	—	—	18,666
交 付 件 数	—	—	—	—	2 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、アジア地域等の海外に低炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、当該企業が所有する既存の技術・製品の海外における実証試験に要する費用の一部を助成し、企業の海外進出を支援するため、平成 23 年度から開始された。

これまで、海外で行われる展示会等へのビジネスミッションや商談会などに対する支援は、国や自治体等により行われてきたが、当該補助事業は海外での販路拡大の実証試験を対象とした助成制度となっている。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 財産の取得が補助対象期間終了直前に行われた場合の適切な審査について

(有効性等一意見) 環境-カ

補助対象期間終了直前に取得した財産については、交付先からその理由及び当該財産の利用状況を明確にした書類等を入手するなど、審査を適切に実施することが望まれる。

<内容>

補助対象である機器の取得日が平成24年3月16日と、補助対象期間終了日(3月31日)直前となっていた事例が見受けられた。市によると、当該機器は、交付申請時から取得予定であったが、納期が遅れたため、このような状況となったとのことである。市は、その詳細な理由及び取得日から補助対象期間までの約2週間における利用状況等について口頭による説明は受けているとのことであるが、文書による回答は得られていない。

一般的に、実証試験に使用する機器等の財産については、消耗品等とは異なり、補助対象期間のうち一定期間を通じて利用することが想定される。しかし、補助対象期間終了直前に取得した財産については、取得日から対象期間終了日までの期間が短いため、実際に当該実証試験のために利用されたかどうか客観的に判断する必要がある。

そのため、取得が補助対象期間終了直前となった機器等の財産に関し、その経緯や理由、当該財産の利用状況について、交付先から文書で回答を入手するなど、当該財産の購入経費が補助の対象経費として妥当であることについて、審査を適切に実施することが望まれる。

(5) 産業経済局の補助金等

ア. 北九州市たばこ販売協同組合連合会事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州市たばこ販売協同組合連合会の行う「タスポカードの普及促進活動」や「喫煙マナーの向上啓蒙」などの広報活動に対して補助することで、世間にたばこが正しく理解されることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	世間にたばこが正しく理解されるために、北九州市たばこ販売協同組合連合会が行う広報活動に対して補助金を交付している。主な事業は宣伝業務、販売促進、清掃美化活動などである。
交 付 先	北九州市たばこ販売協同組合連合会
補 助 開 始 年 度	昭和 53 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	2,100	1,953	1,689	1,486	1,486
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	2,100	1,953	1,689	1,486	1,486
対象事業費	7,690	6,779	3,773	4,611	4,522
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先である北九州市たばこ販売協同組合連合会は、全国のたばこ販売店により組織されている「全国たばこ販売協同組合連合会」の単位組織であり、小倉、八幡、門司、戸畑及び若松の5つのたばこ販売協同組合の連合会である。全国の組合員数は約15万人であり、北九州市たばこ販売協同組合連合会の組合員数は約900人となっている。活動内容は、たばこの販売促進活動のほか、成人識別自販機の導入等の未成年者喫煙防止に関する取組や喫煙マナーの啓発活動などである。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合规性—意見）産業-ア

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

イ. 社団法人北九州中小企業団体連合会事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州地区における事業協同組合等の法定中小企業団体の組織運営の指導育成や情報提供等を行い、中小企業の組織化並びに安定振興を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	中小企業の組織化並びに安定振興を図るため、北九州地区における事業協同組合等法定中小企業団体の組織運営の指導育成や情報提供等に係る経費の一部を助成している。北九州市が補助対象としている事業は、平成 23 年度は主に組織強化指導事業、情報提供事業となっている。
交 付 先	社団法人北九州中小企業団体連合会
補 助 開 始 年 度	昭和 50 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	3,000	2,790	2,413	2,093	2,400
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	3,000	2,790	2,413	2,093	2,400
対象事業費	7,294	6,608	5,756	5,074	5,038
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先である社団法人北九州中小企業団体連合会は、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律」を根拠に昭和 29 年に任意団体として発足した。

① 中央・地方の同種団体との連絡・情報交換、② 関係機関・団体等に対する意見の具申、陳情及び請願、③ 各種教育情報活動の推進、の 3 点を目標に掲げ、昭和 43 年には協同組合連合会として法人化、さらに昭和 50 年には社団法人に組織変更して今日に至る。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合规性—意見）産業-イ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ウ. 中小企業者支援事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	経営改善普及事業の一環として、特に経営基盤の弱い小規模事業者を対象とした税務記帳指導、経営・技術・創業等の窓口指導・専門相談を実施することで、事業者の健全な育成に努め、経営改善の推進に資することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	経営基盤の弱い小規模事業者を対象として税務記帳指導、経営・技術・創業等の窓口指導・専門相談に対して助成を行っている。主な対象経費は、記帳指導費、専門相談指導費などである。
交 付 先	北九州商工会議所
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	1,700	1,581	1,367	1,202	1,202
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,700	1,581	1,367	1,202	1,202
対象事業費	8,848	8,091	7,855	8,553	6,631
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先である北九州商工会議所は、昭和 38 年の北九州市の発足に伴い、門司、小倉、若松、八幡及び戸畑の 5 商工会議所の合併により誕生した。現在の登録会員企業は、約 7,000 社である。

商工会議所とは、明治 11 年、東京、大阪、神戸の 3 か所に商法会議所として設立されたのがはじまりで、現在の形態の商工会議所は、昭和 28 年に制定された商工会議所法に基づいて運営されている。業種、業態、規模の大小を問わず区内のすべての商工業者の利益を図るとともに、地域経済社会の振興・発展や、社会福祉の増進に資することを目的としており、現在の商工会議所数は約 500 か所、総会員数は約 135 万社となっている。

本補助金の対象事業は、小規模事業者を対象とした税務記帳指導並びに経営・技術・創業等の専門相談指導である。なお、福岡県からも補助金が交付されている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性—意見）産業-ウ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

工. 中小企業優良従業員表彰事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	市内中小企業の従業員の福利厚生、労務対策の一環として、永年同一事業所に勤務する従業員を表彰し、労働意欲の高揚を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	市内中小企業の従業員の福利厚生の一環として、永年同一事業所に勤務する従業員を表彰し、労働意欲の高揚を図るとともに、市内において事業を営む中小企業の発展に資するよう、優良従業員表彰に係る経費の一部を助成している。主な対象経費は記念品料、印刷費、郵送料などである。
交 付 先	北九州商工会議所
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	900	837	724	637	637
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	900	837	724	637	637
対 象 事 業 費	2,647	2,571	2,060	2,285	2,040
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先である北九州商工会議所は、昭和 38 年の北九州市の発足に伴い、門司、小倉、若松、八幡及び戸畑の 5 商工会議所の合併により誕生した。現在の登録会員企業は、約 7,000 社である。

本補助金の対象事業は、市内中小企業に対する永年同一事業所に勤務する従業員の表彰である。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合规性—意見）産業-工

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

オ. 中小企業振興事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	中小企業の下請取引の紹介・斡旋及びその支援、経営情報の収集・提供等情報化支援、ネット上での商取引促進支援を通じて、中小企業の受注機会の増大、下請取引の適正化及び経営基盤の強化を図ることにより、地域経済の健全なる発展に寄与することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	中小企業の下請取引の照会・斡旋及びその支援事業、経営情報の収集・提供等情報化提供事業、ネット上での商取引促進事業に係る経費の一部を助成している。主な対象事業は、取引情報推進事業、産業振興展開催事業「ふくおか産業技術振興展」の開催を行っている。
交 付 先	財団法人福岡県中小企業振興センター
補 助 開 始 年 度	不明

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	2,430	2,259	1,954	1,719	1,719
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	2,430	2,259	1,954	1,719	1,719
対象事業費	5,227	5,779	5,051	5,270	4,812
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先である財団法人福岡県中小企業振興センターは、福岡県商工部が所管する県の外郭団体であり、福岡県のほか、県内の市町村からも補助金が交付されている。主な実施事業は、中小企業総合支援事業、設備貸与事業、施設管理事業の3事業であるが、内容は多岐に渡る。

市が補助対象としている事業は中小企業総合支援事業のうち、取引情報推進事業及び産業振興展開催事業「ふくおか産業技術振興展」の開催となっている。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性—意見）産業-オ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

カ. 北九州商工会議所福利厚生事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／中小企業振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州市において事業を営む中小企業の発展に資するため、中小企業向け退職金共済制度の加入者を対象に定期健康診断の補助等の福利厚生事業を推進し、福祉向上を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	福利厚生事業を推進し、福祉向上を図るため、中小企業向け退職金共済制度の加入者を対象に、定期健康診断等の福利厚生事業に対して補助金を交付している。主な対象経費は、定期健康診断、施設利用補助（プール、美術館）などである。
交 付 先	北九州商工会議所
補 助 開 始 年 度	平成 20 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	4,500	3,892	3,424	3,500
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	4,500	3,892	3,424	3,500
対 象 事 業 費	—	14,995	12,874	14,635	15,027
交 付 件 数	—	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金の対象事業は、中小企業向け退職金共済制度の加入者を対象とした定期健康診断補助、施設利用補助、ツアー補助となっている。

なお、本補助事業は、平成 19 年度まで財団法人北九州市中小企業共済センターが実施していたが、市の外郭団体経営改革委員会からの提言を踏まえ、当該財団は平成 20 年 2 月をもって解散したため、平成 20 年度から北九州商工会議所に事業が移管されたものである。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性—意見）産業-カ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

キ. 北九州貿易協会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／地域産業振興部／貿易振興課
交 付 要 綱	なし
交 付 目 的	北九州市及びその周辺地区における貿易、投資、その他の国際ビジネスを振興し、支援する事業を行い、地域経済の発展を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	次の事業を対象として補助金を交付している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易の振興に関する必要な建議答申 ・ 貿易に関する内外の情報及び資料の収集並びに整備 ・ 貿易に関する講座、報告会、研修会、講演会等の開催と啓蒙的行事 ・ 関係官公庁及び内外の関係団体との連絡協調 ・ 内外見本市、海外調査団等の企画及び実施 ・ 会員相互の連絡、協調及び親睦 ・ その他本会の目的を達成するために必要な事業
交 付 先	公益社団法人北九州貿易協会
補 助 開 始 年 度	昭和 48 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	35,094	33,316	33,202	34,858	37,959
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	35,094	33,316	33,202	34,858	37,959
対象事業費	35,892	34,392	33,733	40,334	38,649
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
経常収益合計	93,543	95,766	47,098	70,256	51,370
経常費用合計	92,298	95,407	45,531	69,050	50,133
経常増減額	1,245	359	1,567	1,206	1,237
正味財産 期 末 残 高	3,115	3,198	5,435	4,703	4,715

(イ) 補助金等の設置の背景

本補助金の交付先である公益社団法人北九州貿易協会は、「会員相互の協調と協働をもって、北九州市及びその周辺地区における貿易、投資、その他の国際ビジネスを振興し、支援する」ことを目的として、昭和43年9月に設立された。その後、昭和59年9月に社団法人化し、さらに平成24年4月に公益社団法人に移行している。

また、「北九州市貿易振興課」、「日本貿易振興機構（ジェトロ）北九州」及び「公益社団法人北九州貿易協会」がそれぞれの持ち味を生かしながらお互いに連携し、地元企業の国際ビジネスを支援する機関として、北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（K T Iセンター）が設置されている。

三者の役割は、次のとおりである。

- ・公益社団法人北九州貿易協会：貿易実務
- ・ジェトロ北九州：海外情報
- ・北九州市貿易振興課：地元企業及び海外支援機関情報

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金交付要綱の作成・整備について（合規性－意見）産業-キ

本補助金について、交付要綱が作成されていない。補助金の目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を明確にし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するため、交付要綱を作成することが望まれる。

<内容>

本補助金について、目的、対象となる事業及び経費の範囲、補助率等を定めた交付要綱が作成されていない。

要綱とは、行政機関が事務を処理するに当たって差異が生じないようにするため、その裁量が認められる部分についてあらかじめ内部で取り扱いの基準を定めるものである。

補助金は、市の財源を無償で交付するものであるため、公正を期する必要性が高く、要綱を定め一律の取り扱いを図るべきである。

確かに、交付対象が一団体、一事業ということであれば、その事務取扱に差異が生じる可能性は小さくなる。

しかし、補助金の使途や事業の成果をより適切に審査するためには、あらかじめ補助の対象事業及び対象経費等を明確にしておくことが必要である。

これらは「北九州市補助金等交付規則」に具体的に定められていないため、各補助金について交付要綱を作成することが望まれる。

ク. 環境エレクトロニクス研究事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交 付 要 綱	財団法人国際東アジア研究センター環境エレクトロニクス研究事業補助金交付要綱
交 付 目 的	本市における先端パワーデバイスの拠点化を推進し、本市における産業技術の高度化や新産業の創出など産業振興を促進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	東アジア研究センターで行われる環境エレクトロニクス研究の研究員及び事務員の雇用並びに研究活動にかかる経費に対して補助金を交付している。
交 付 先	公益財団法人国際東アジア研究センター
補 助 開 始 年 度	平成 22 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	—	22,331	24,031
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	22,331	24,031
対象事業費	—	—	—	22,331	24,031
交 付 件 数	—	—	—	1 件	1 件

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
経常収益合計	267,852	253,650	243,077	218,623	237,031
経常費用合計	271,891	255,075	242,400	210,138	224,923
評価損益等	—	—	—	—	1,733
当期経常増減額	△4,039	△1,424	677	8,485	13,840

(エ) 補助金等の設置の背景

東アジア研究センターは、東アジアの経済・社会に関する調査・研究を行うとともに、国際的な学術交流を促進することにより、学術研究の発展に寄与し、国際社会及び地域社会に貢献することを目的として平成元年に設立された。

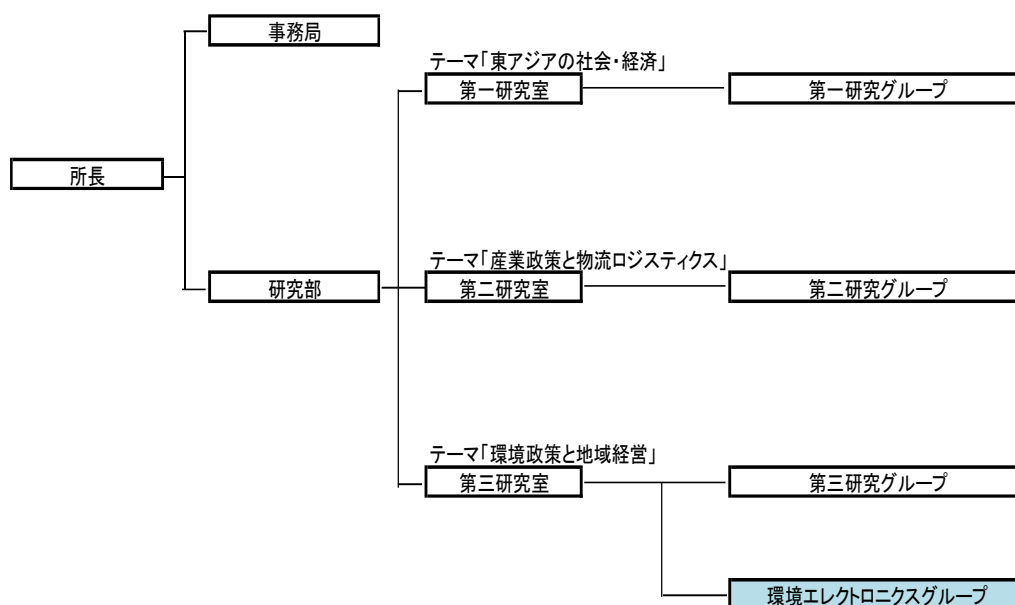
市は、環境モデル都市の取組の一環として、地域産業の高度化と成長するアジアの諸都市の持続的発展に資するため、将来の成長が見込まれ低炭素社会のキーテクノロジーとなる環境エレクトロニクスなどの新たな分野における技術開発機能を強化し、アジアの研究拠点を目指している。

そこで、環境エレクトロニクス研究の実施に際し、東アジア研究センターに蓄積された研究成果とアジア諸都市とのネットワークを活用することにより、研究開発を効果的に実施するため、市は、暫定的に環境エレクトロニクス研究を東アジア研究センターに依頼し、その研究員及び事務員の雇用並びに研究活動にかかる経費を補助金として交付している。なお、暫定実施期間は、平成22年2月19日から平成27年3月31日の5年間となっている。

環境エレクトロニクス研究では、国内や海外組織との連携によるパワーエレクトロニクス拠点の構築を実現するために、パワー半導体要素の高性能化と電力変換器の高性能化を柱とした研究を実施している。

東アジア研究センターには、現在、4つの研究グループがある。「第一研究グループ」は『東アジアの社会・経済』をテーマに、「第二研究グループ」は『産業政策と物流ロジスティクス』をテーマに、「第三研究グループ」は『環境政策と地域経営』をテーマに、そして「環境エレクトロニクスグループ」は『パワー半導体要素の高性能化と電力変換器の高性能化』をテーマに、研究活動を実施している。

【東アジア研究センターの組織図（平成23年度）】



※出所「公益財団法人国際東アジア研究センター組織図（2011年9月1日）」を参考に監査人作成

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助目的を達成できる体制の検討について（有効性等―意見）産業-ク

東アジア研究センターにおける暫定的な環境エレクトロニクス研究は、当面、暫定的なものとして行っているが、知的財産権の取得や外部資金の獲得を積極的に推進していく点からは体制が十分に整っていないとのことである。東アジア研究センターが補助金の交付目的を十分に達成できる組織であるか暫定期間中に活発に議論されることが望まれる。

<内容>

東アジア研究センターは、東アジアの経済・社会に関する調査・研究を行うために設立された組織であるため、「環境エレクトロニクスグループ」は異質な存在となっている。たしかに、東アジア研究センターが研究機関であること、また科学研究費補助金への応募が可能となる文部科学大臣が指定する機関であることからすれば、市が東アジア研究センターに対して環境エレクトロニクス研究を依頼したことは理解できる。

しかし、知的財産権の取得や外部資金の獲得を積極的に進めていかなければならない研究に対して、東アジア研究センターには、その体制が十分に整っていないとのことである。

平成22年2月4日付けで市から東アジア研究センターに依頼された「財団法人国際東アジア研究センターにおける環境エレクトロニクス研究の実施について（依頼）」では、実施条件として次のように記載されている。暫定期間中に、今後の方向性について活発に議論されることが望まれる。

【財団法人国際東アジア研究センターにおける環境エレクトロニクス研究の実施について（依頼）】

本研究は、社会情勢や技術動向等を勘案して、当面の間 I C S E A D において暫定的に実施するものとする。2に掲げた実施期間内に研究実績及び成果を評価した上で、以降の実施については、研究成果をもっとも効果的に地域に還元できる体制も含めて本市（産業経済局、総務企画局）と I C S E A D で決議し決定することとする。

※ I C S E A D とは、「財団法人国際東アジア研究センター」の略称である。

ケ. 福岡コンテンツ産業振興会議負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	産業界、大学・専門学校等教育機関及び行政等が緊密に連携して、コンテンツ産業に係る人材の確保、ビジネス機会の拡大等を図り、福岡県においてコンテンツ産業の拠点化を推進するため設立された福岡コンテンツ産業拠点推進会議の経費の一部を負担することを目的とする。
事 業 概 要	コンテンツ産業の拠点化を推進するため次の事業を実施している(下記は平成23年度に実施した事業)。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ関連産業就職フェア ・福岡アジアコンテンツマーケット ・アジアデジタルアート大賞展 ・D2K ITビジネスセミナー ・北九州デジタルクリエイターコンテスト ・コンテンツ関連団体への支援 ・会員に対する情報提供
負 担 先	福岡県コンテンツ産業振興会議 (平成22年5月31日までは福岡県コンテンツ産業拠点推進会議) (事務局：福岡県商工部商工政策課)
開 始 年 度	平成18年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
負 担 金 額	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収 入 合 計	34,515	30,599	29,916	19,058	14,236
支 出 合 計	32,395	26,866	27,343	18,767	13,660
収 支 差 額	2,120	3,733	2,573	291	576

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

負担先の設立趣旨について、ホームページには次のとおり記載されている。

【福岡コンテンツ産業振興会議設立趣旨】

ゲームやアニメ等に代表されるコンテンツ産業は今後大きな成長が見込まれる分野です。

福岡県には、100万本を超える大ヒット作を制作したゲーム制作企業、大手企業を取引先とするインターネット関連企業や携帯コンテンツ制作企業など日本有数の企業も集積しています。また、九州大学芸術工学部をはじめ、当該分野関連の教育機関も多く、コンテンツ分野における優秀な人材が豊富です。

こうした強みを活かして、平成18年3月に産学官により「福岡コンテンツ産業拠点推進会議」を設立し、人材の育成・確保やビジネス機会の拡大等の支援に取り組んできました。本県では、現在、コンテンツ関連企業は約600社に達するなど確実に集積が進んでおります。

また、平成22年6月1日には推進体制をさらに強化し、「福岡コンテンツ産業振興会議」に名称を変更し、新たに「人材育成・確保の強化」、「ビジネス拡大の推進」、「交流連携の推進」、「福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センター（仮称）の活用」の4つの柱のもとに各事業に鋭意取り組んでいるところです。

今後、コンテンツ産業の更なる振興並びに会員の皆様の事業拡大支援に力点を置いて、取組を一層進めてまいりますので、皆様の格別のご協力をお願いいたします。

※出所「福岡コンテンツ産業振興会議ホームページ」

市は、負担先及び市の外郭団体である公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センターなどで構成する実行委員会により、デジタルメディアクリエイターの育成・発掘のため、「北九州デジタルクリエイターコンテスト」を開催するなどデジタルコンテンツ産業の育成に取り組んでいる。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 負担先の詳細な支出状況の把握について（合規性－意見）産業-ケ

負担先の支出状況が大項目でしか把握されていないため、支出内容及び金額が妥当であったか確認できない。市は、支出内容の妥当性、経済性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。

<内容>

負担先の収入は、福岡県、北九州市及び福岡市からの負担金がほとんどである。その他の会員について、入会金及び会費は無料とされている。

市は、毎年度の総会に出席し事業内容及び決算状況を把握している。その決算内容は次のとおりであるが、たとえば会議費についてみると73万円余りが計上され、その摘要には、総会、企画運営委員会開催経費としか記述されていない。会場費や講演講師謝金等と考えられるが、詳細は不明である。

市は、負担先の支出内容の妥当性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。

【福岡コンテンツ産業振興会議 平成23年度決算】

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
負担金	13,620,000	13,620,000	—	福岡県 11,120,000 北九州市 1,000,000 福岡市 1,500,000
雑収入	151,700	324,854	173,154	利子、交流会費
繰越金等	290,790	290,790	—	前年度繰越金 2,573,433
計	14,062,490	13,235,644	173,154	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
会議費	900,000	733,940	△166,060	総会・企画運営委員会開催経費
事業費	9,606,000	9,052,583	△553,417	コンテンツ関連産業就職フェア 福岡アジアコンテンツマーケット アジアデジタルアート大賞展 D2K ITビジネスセミナー 北九州デジタルクリエイターコンテスト コンテンツ関連団体への支援 会員に対する情報提供
事務費	3,556,490	3,873,473	316,983	事務局経費
計	14,062,490	13,659,996	△402,494	

※出所「福岡コンテンツ産業振興会議平成24年度総会資料」

コ. 福岡ナノテク推進会議負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	ナノテクノロジーに関わる県内の知的集積、産業集積を核に、大学や産業界の交流・連携のもと、今後の産業の共通基盤技術であるナノテクの推進を図り、新技術・新産業の創出することを目的とする。
事 業 概 要	ナノテクに係る研究開発を促進し、新技術の開発及び新産業の創出を推進するため次の事業を行う。 平成 23 年度事業概要 ・ 推進会議運営事業 （総会、企画運営委員会開催） ・ 情報発信 （ナノテク製品見本市開催、国際見本市への出展、セミナー開催等） ・ ナノテク産業化助成事業 （実用化研究、FS、研究活動）
負 担 先	福岡ナノテク推進会議 （事務局：福岡県商工部新産業・技術振興課）
開 始 年 度	平成 14 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	9,050	8,500	7,450	6,556	6,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	57,295	57,563	46,648	46,005	44,079
支 出 合 計	47,863	51,025	41,866	36,393	33,406
収 支 差 額	9,432	6,538	4,782	9,611	10,672

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

負担先の設立趣旨について、ホームページには次のとおり記載されている。

【福岡ナノテク推進会議設立趣旨】

皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご案内のとおりナノテクノロジーは18世紀の産業革命、20世紀のエレクトロニクス革命に続く革新的な技術として世界中で注目を集め、大きな期待のもと各国で戦略的な取り組みが始まっています。

ナノテクノロジーは、材料、バイオ、LSI、環境、エネルギー等広範な分野にまたがる基盤的な技術であり、ナノテクノロジーの活用によって製造技術の高度化が図られ、これまでにない全く新しい材料や製品が創出される等、新たな産業を創生する鍵となるものと考えられます。

幸い、福岡県は、有機・無機化学等ナノテクノロジーに関する大学の高いポテンシャルを有するとともに、金属・セラミックス等の材料、半導体関連および自動車等の機械関連産業等、多様な産業集積があります。

そこで、福岡県では、これらのポテンシャルを活かし、本県におけるナノテクノロジーによる産業の高度化を推進するための方策を、産学官の有識者からなる研究会において、鋭意検討してまいりましたが、今度、具体的推進を図るための中核組織として「福岡ナノテク推進会議」を設立いたしました。

県内の産業界、大学、行政が一体となってナノテクノロジーの振興を図っていくことは参加機関それぞれの利益のみならず、我が国産業の国際競争力を高めていく上からも有意義なことと考えております。

つきましては、何卒、本会議設立の趣旨をご賢察の上、参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

※出所「福岡ナノテク推進会議ホームページ」

平成22年7月20日現在、会員は民間企業255社、大学27大学126名、研究機関・支援機関18機関及び行政11機関の計410機関となっている。

会員のうち行政機関は、経済産業省九州経済産業局、福岡県、佐賀県、北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、大牟田市、行橋市、糸島市及び八女市である。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 負担先の詳細な支出状況の把握について（合規性－意見）産業-コ

負担先の支出状況が大項目でしか把握されていないため、支出内容及び金額が妥当であったか確認できない。市は、支出内容の妥当性、経済性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。

<内容>

負担先の収入は、福岡県、北九州市及び福岡市からの負担金がほとんどである。その他の会員について、入会金及び会費は無料とされている。

市は、毎年度の総会に出席し事業内容及び決算状況を把握している。その決算内容は次のとおりであり、詳細な内容は不明である。たとえば推進会議事業として800万円程度が計上されているものの、その内容は、負担先の規約に、「ナノテク推進会議を円滑に運営するために、経費管理、総会・企画運営委員会の開催、情報発信等、ナノテク推進会議運営事業を実施する。」としか記述されていない。会議にかかる会場費や講演講師謝金等及び情報発信に係るホームページの管理費等と考えられるが、詳細は不明である。

市は、負担先の支出内容の妥当性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。

【福岡ナノテク推進会議 平成23年度決算】

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
前年度繰越金	9,611,483	9,611,483	—	
負担金	34,463,000	25,263,000	—	福岡県 25,263,000
		6,000,000	—	北九州市 6,000,000
		3,000,000	—	福岡市 3,000,000
		50,000	—	飯塚市 50,000
		100,000	—	直方市 100,000
		50,000	—	大牟田市 50,000
雑収入	200	4,831	4,631	預金利子等
計	44,074,683	44,079,314	4,631	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額(a)	決算額(b)	差額(b)-(a)	摘要
事業費	42,500,000	33,406,541	△9,093,459	
推進会議事業	8,000,000	7,833,482	△166,518	
実用化展開事業	34,500,000	25,573,059	△8,926,941	
予備費	1,574,683	—	△1,574,683	
計	44,074,683	33,406,541	△10,668,142	

※出所「福岡ナノテク推進会議平成24年度事業実施報告資料」を参考に監査人作成

サ. ロボット産業振興会議負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／新産業振興部／新産業振興課
交付規則の適用	除外支出資金指定のため適用除外
負 担 目 的	福岡県、福岡市との連携により、産学官が連携し、次世代ロボットに関する「情報発信」、「研究開発」、「実証市場開拓」、「社会的機運の醸成」の4つの柱を中心とした取組みを展開することにより、ロボット関連産業の創出を目指すことを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、次の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信 インターネットを活用した情報発信、展示会を活用した情報発信、ホームページ及びメーリングリストを活用、ロボット産業マッチングフェア北九州出展、2011 国際ロボット展出展 ・ 研究開発の推進 ロボット技術実用化事業、ロボット FS 支援事業 ・ 実証・市場開拓支援 ロボット実証実験の推進 ・ 社会的機運の醸成 ロボスクエアでの展示、経済産業省「ロボットビジネス推進協議会」との連携など
負 担 先	ロボット産業振興会議 (事務局：福岡県商工部新産業プロジェクト室)
開 始 年 度	平成 15 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	12,600	10,100	8,735	7,686	7,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	50,373	45,042	51,382	64,306	50,723
支 出 合 計	48,907	34,591	35,822	53,165	50,723
収 支 差 額	1,466	10,451	15,561	11,141	—

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(I) 負担金の設置の背景

負担先の設立趣旨について、ホームページには次のとおり記載されている。

【ロボット産業振興会議設立趣旨】

初夏の候 皆様におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、我が国では、アジア諸国の台頭の中で製造業の空洞化が大きな課題となっており、地域経済が持続的に成長していくためには、新たな産業分野の開拓や他の追随を許さない独自技術の確立が喫緊の課題になっています。

ロボット産業は、今後の成長が期待される裾野の広い産業分野であり、日本ロボット工業会等の調査報告では、製造業分野も含めたロボットの市場規模は、2010年で約3兆円、2025年には約8兆円に達するものと予測されています。

なかでも、医療・福祉や警備・災害救援等の分野におけるロボットに対する潜在的な需要にはたいへん高いものがありますが、その一方で、実用化や製品化のための課題が十分には解決されておらず、今後の研究開発と産業化に大きな期待が寄せられているところでもあります。

幸い、福岡県にはロボット関連産業と学術研究機関の集積があるとともに、福岡市におけるロボカップ2002の開催やロボスクエアの開設等を通じて県民・市民のロボットに対する関心も高まっております。

これらの状況を踏まえ、本県では、新たなロボット産業の創出を目指し、研究開発の推進、国内外への情報発信、産業化の検討及びロボットに関する理解増進を図る中核的組織として、産学官による「ロボット産業振興会議」を設立することといたしました。

さらに、本会議を中心とした連携の下、全国に先駆けて北九州市及び福岡市にロボット特区を設け、ロボット開発・実証実験を行って参ることとしています。

産業界、大学をはじめとする学術研究機関、そしてロボットに関心をもたれた方々が連携し、一体となって、世界をリードする新たなロボット産業を創出していくことは、地域経済はもちろんのこと、我が国の産業の国際競争力を高めていくためにもきわめて有意義なことであると考えております。

なにとぞ本会議設立の趣旨を御賢察の上、御参加賜りますよう御案内申し上げます。

平成15年6月

福岡県知事 麻生 渡
北九州市長 末吉 興一
福岡市長 山崎 広太郎

※出所「ロボット産業振興会議ホームページ」

平成24年7月22日現在、会員は民間企業182社、大学等93名、9団体、研究機関・支援機関10機関、個人15名及び行政4機関の計316会員となっている。

会員のうち行政機関は、経済産業省九州経済産業局、福岡県、北九州市及び福岡市であり、それぞれの長が顧問に就任している。その他の役員又は企画運営委員会委員に市職員は就任していない。

事務局は、福岡県、北九州市及び福岡市により構成するとされているが、会議の経理等は福岡県（商工部）において行なわれている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 負担先の詳細な支出状況の把握について（合規性—意見）産業—サ

負担先の支出状況が大項目でしか把握されていないため、支出内容及び金額が妥当であったか確認できない。市は、支出内容の妥当性、経済性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。

<内容>

負担先の収入は、福岡県、北九州市及び福岡市からの負担金がほとんどである。その他の会員について、入会金及び会費は無料とされている。

市は、毎年度の総会に出席し事業内容及び決算状況を把握している。その決算内容は次のとおりであるが、たとえば会議費についてみると168万円余りが計上され、その摘要には、総会、企画運営委員会、医療・介護部会としか記述されていない。会場費や講演講師謝金等と考えられるが、詳細は不明である。

市は、負担先の支出内容の妥当性等を検討するため、詳細な支出状況を把握することが望まれる。

なお、負担先においては、平成22年度まで多額の繰越金が継続していたが、平成23年度決算において、福岡県、北九州市及び福岡市にそれぞれの負担額に応じた返還がなされている。

【ロボット振興会議 平成23年度決算】

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
負担金	39,545,000	39,545,000	0	福岡県 25,545,000 北九州市 7,000,000 福岡市 7,000,000
繰越金	11,141,476	11,141,476	0	県22年度1月補正予算分 10,000,000 負担金収納までの運営資金 (県への返還分) 1,141,476
その他 収入	0	36,756	36,756	協議会からのLAN回線 利用料 36,756
計	50,686,476	50,723,232	36,756	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額(a)	決算額(b)	差額(b)-(a)	摘要
会議費	1,800,000	1,683,339	△116,661	総会、企画運営委員会、医療・介護部会
事業費	47,510,000	42,220,203	△5,289,797	
活動費				技術実用化事業 (6テーマ40,000千円→ 5テーマ37,603千円)
	47,250,000	41,961,027	△5,288,973	F S 支援事業 (2テーマ3,000千円→ 1テーマ1,500千円)
				P R 事業 (2,450千円→1,484千円)
				セミナー等の開催 (1,800千円→1,374千円)
広報費	260,000	259,176	△824	ホームページの運営、パンフレット印刷
事務費	185,000	81,535	△103,465	消耗品、通信費、書籍購入費
予備費	1,191,476	6,738,155	5,546,679	H22 繰越金の返還 (県) 1,141,476 福岡県への返還 4,015,057 北九州市への返還 790,811 福岡市への返還 790,811
計	50,686,476	50,723,232	36,756	

※出所「ロボット産業振興会議平成24年度事業実施報告書」を参考に監査人作成

シ. 環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課				
交 付 要 綱	北九州市環境・エネルギー技術革新企業集積特別助成金交付制度要綱				
交 付 目 的	市内に環境・エネルギー分野における革新的な技術に関連する工場又は研究施設を新設、増設、又は賃借しようとする企業に対して助成金を交付することにより、当該分野における企業集積の促進及び地域の活性化を図り、もって北九州市経済の振興並びに市内における雇用の創出及び拡大に資することを目的とする。				
補 助 事 業 概 要	<p>次の設備投資、雇用に係る補助金を交付している。</p> <p>1. 設備投資に係る助成金</p> <table border="1"> <tr> <td>取得分</td> <td>用地費を含む設備投資額の7%（投資額20億以上・新規雇用20人以上・新規事業の場合は12%、市の産業用地購入の場合は14%）</td> </tr> <tr> <td>賃借分</td> <td>年間賃借料の2分の1（初年度のみ：賃借を始めた月から12ヶ月間に要した経費に限る）</td> </tr> </table> <p>※限度額：取得分、賃借分の合計額が10億円</p> <p>※助成金の交付額が5億円を超える場合は、市の一般会計年度において5億円を上限として複数年度に分割して申請しなければならない。但し、市長が特に認める場合を除く</p> <p>※市長が特別に認める場合、設備投資に係る補助金の額は、市長が別に定める</p> <p>2. 雇用に係る助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者：交付対象の新規常用雇用者1人当たり30万円、但し研究開発者は100万円 ・短時間労働者：交付対象の短時間労働者1人あたり15万円 	取得分	用地費を含む設備投資額の7%（投資額20億以上・新規雇用20人以上・新規事業の場合は12%、市の産業用地購入の場合は14%）	賃借分	年間賃借料の2分の1（初年度のみ：賃借を始めた月から12ヶ月間に要した経費に限る）
取得分	用地費を含む設備投資額の7%（投資額20億以上・新規雇用20人以上・新規事業の場合は12%、市の産業用地購入の場合は14%）				
賃借分	年間賃借料の2分の1（初年度のみ：賃借を始めた月から12ヶ月間に要した経費に限る）				
交 付 先	民間企業				
補 助 開 始 年 度	平成22年度から				

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助金額	—	—	—	6,995	74,383
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	6,995	74,383
事業対象費	—	—	—	185,749	1,015,388
交付件数	—	—	—	1 件	1 件

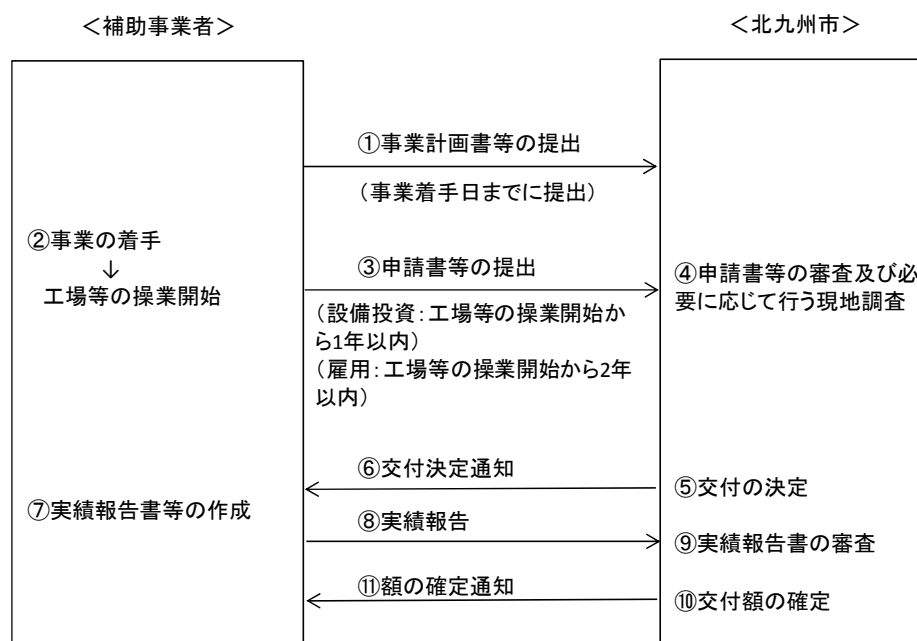
(ウ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、今後の成長分野として見込まれる環境・エネルギー産業の分野で、低炭素化社会の実現に不可欠な温室効果ガス削減に貢献する技術開発や製品製造に取り組む企業に対する助成金であり、平成 22 年度に新設された。

具体的には、「環境エネルギー技術革新計画（平成 20 年 5 月総合科学技術会議）」及び「Cool Earth-エネルギー革新技術計画（平成 20 年 3 月経済産業省資源エネルギー庁）」に記載された技術や、その他市長が特に温室効果ガスの削減に資すると認めた分野に取り組む企業を対象としている。以後 3 年ごとに内容等の見直しを実施する予定である。

本補助金は、「設備投資に係る補助金」及び「交付対象新規常用雇用者に係る補助金（以下「雇用に係る補助金」という。）」で構成される。

本補助金の申請等手続の流れは、次のとおりである。



※出所「行政監査報告書」を参考に監査人が作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金の交付決定手続及び補助金額の確定手続の効率化について（有効性等一意見） 産業-シ

補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

<内容>

本補助金については、工場等の稼働開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。

また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。

そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。

その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。

したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

ス. 企業立地促進補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課
交 付 要 綱	北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱
交 付 目 的	市内において工場等を新設し、増設し、又は賃借する企業に対して、補助金を交付することにより、企業立地の促進を図り、北九州市経済の振興並びに市内における雇用の創出及び拡大に資することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	市内において工場等を新設し、増設し、又は賃借する企業に対して、設備投資、雇用に係る助成を行っている。 ・設備投資に係る補助：設備投資額等に一定率を乗じた金額 ・雇用に係る補助：市内居住新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円）
交 付 先	市内において新增設を行う製造業、情報処理業等の企業
補 助 開 始 年 度	平成12年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	163,013	201,618	86,181	133,886	131,420
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	163,013	201,618	86,181	133,886	131,420
対象事業費	1,293,461	961,656	229,123	919,779	415,887
交 付 件 数	6件	14件	11件	12件	9件

(ウ) 補助金等の設置の背景

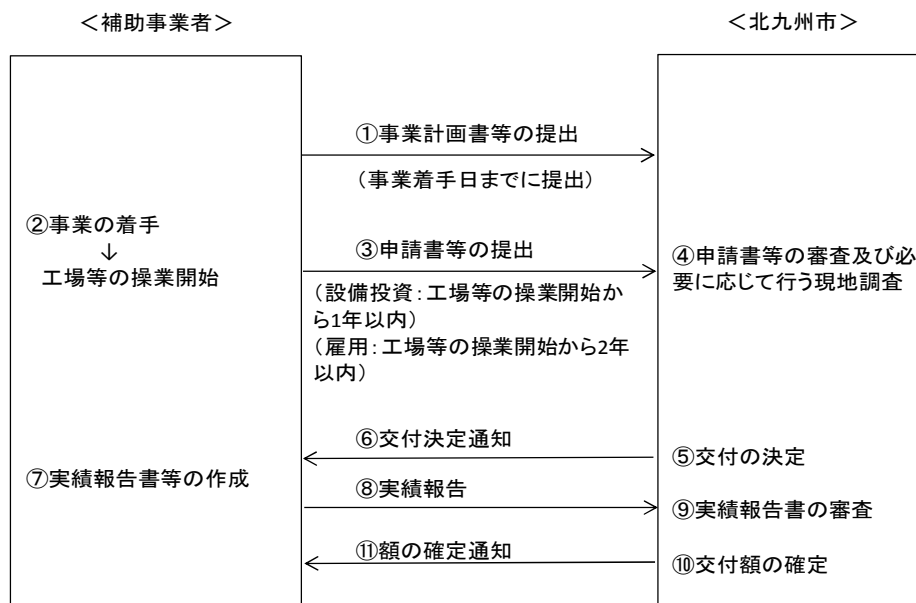
平成12年度の本補助金設置前は、市民の雇用増の観点から企業立地雇用奨励金制度を、新・増設等の投資促進の観点から企業立地促進補助金制度をそれぞれ創設し、数度の改正を重ねながら企業立地促進のための優遇制度として運用してきた。

平成12年度に、より魅力的な優遇制度とするため、両制度を拡充・統合して機能強化を図るべく、「北九州市企業立地促進補助金交付制度」が創設された。以後3年ごとに内容等の見直しを実施し、現在に至っている。

本補助金は、「設備投資に係る補助金」及び「交付対象新規常用雇用者に係る補助金（以下「雇用に係る補助金」という。）」で構成される。

本補助金の申請等手続の流れは、次のとおりである。

【本補助金の申請等手続の流れ】



※出所「行政監査報告書」を参考に監査人が作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金の交付決定手続及び補助金額の確定手続の効率化について（有効性等一意見）

産業-ス

補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

＜内容＞

本補助金については、工場等の稼働開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。

また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。

そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。

その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。

したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

セ. 空洞化対策特別交付金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課
交 付 要 綱	北九州市空洞化対策特別交付金制度要綱
交 付 目 的	市内において新たに用地を取得し、又は新たに用地又は建物を賃借し、工場等を移転し、又は増設する市内企業に対して交付金を交付することにより、市内企業の市内における事業の展開を促進し、もって本市の産業の空洞化の防止を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	市内において工場等を新設し、増設し、又は賃借する企業に対して、設備投資、雇用に係る助成を行っている。 ・設備投資に係る補助：設備投資額等に一定率を乗じた金額 ・雇用に係る補助：市内居住新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円）
交 付 先	市内に本社若しくは事業所を有し、市内移転・増設を行う製造業、情報処理業等の企業
補 助 開 始 年 度	平成9年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	18,130	32,506	18,946	—	19,500
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	18,130	32,506	18,946	—	19,500
対象事業費	906,571	1,364,145	380,509	—	975,051
交 付 件 数	2件	6件	1件	—	2件

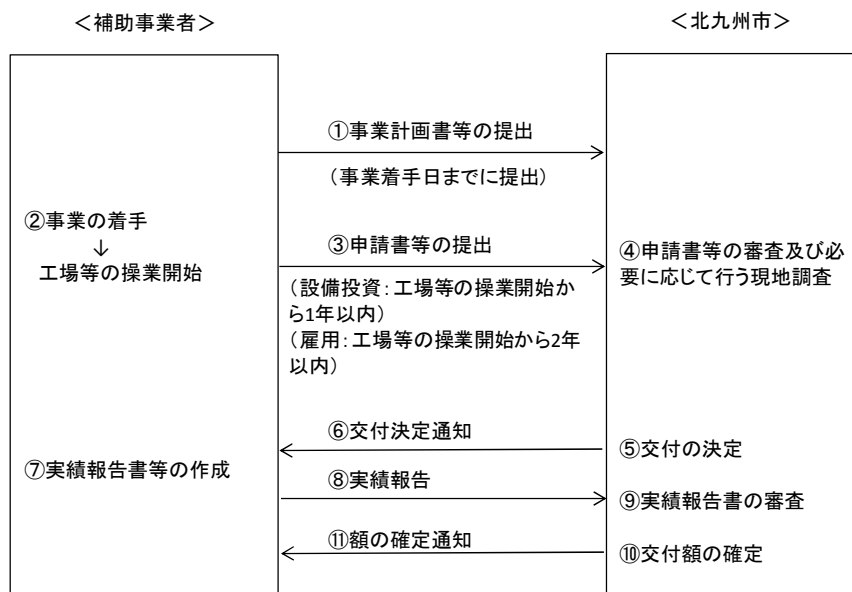
(ウ) 補助金等の設置の背景

大手食品工場の北九州市外への移転発表を契機に、市内産業の空洞化を防止する目的で平成9年に制定された交付金である。

企業立地促進補助金と同様、「投資額及び賃借経費を算定基礎とする交付金（以下「設備投資に係る交付金」という。）」と「交付対象新規常用雇用者を算定基礎とする交付金（以下「雇用に係る補助金」という。）」で構成される。

本補助金の申請等手続の流れは、次のとおりである。

【本補助金の申請等手続の流れ】



※出所「行政監査報告書」を参考に監査人が作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金の交付決定手続及び補助金額の確定手続の効率化について（有効性等一意見）

産業-セ①

補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

＜内容＞

本補助金については、工場等の操業開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。

また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。

そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。

その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。

したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

② 類似する他の補助金等との整理・統合の検討について（有効性等一意見）

産業-セ②

本補助金のように、臨時的で、かつ補助対象、補助内容等が類似する補助事業が別途整備されている場合、利用者にとってより分かりやすい補助金制度構築の観点から、将来的には企業立地促進補助金に整理・統合する検討を行うことが望まれる。

〈内容〉

企業立地促進補助金と空洞化対策特別交付金について、制度概要を比較すると、次のとおりである。

【企業立地促進補助金と空洞化対策特別交付金の比較】

名称	企業立地促進補助金		空洞化対策特別交付金	
	設備投資に対する補助	雇用に対する補助	設備投資に対する補助	雇用に対する補助
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 情報処理サービス業 ・ 機械設計業 等の交付要綱に定められた業種		＊企業立地促進補助金と同じ業種に属する工場、事務所の移転・増設を行う市内企業が対象 （但し、賃貸施設は除く）	
利用要件	平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に新・増設に着手又は賃貸借契約を結んで平成 27 年 3 月 31 日までに操業開始していること。		平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に用地を取得又は用地・建物の賃貸借契約を締結して工事を開始し、平成 27 年 3 月 31 日までに操業開始していること。	
	＊新規常用雇用者が 5 人以上 （但し製造業は 10 人以上） ＊新規常用雇用者は、次のいずれかに該当する従業員のこと ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で新たに市民となった者 ※市の産業用地購入の場合は要件なし	左記の要件の他、以下の要件が必要 ＊交付の対象となる新規常用雇用者が 5 人以上 （但し製造業は 10 人以上） ＊交付の対象者は、次に該当する従業員 ⇒左記の新規常用雇用者のうち、1 年以上勤務し 1 年以上市内に住所を有している者	＊製造業： 用地費を含む設備投資額が 5 億円以上 （中小企業の場合は 2 億 5 千万円以上） ＊製造業以外： 用地費を含む設備投資額が 2 億 5 千万円以上 ＊新規常用雇用者の要件なし	同左

名称	企業立地促進補助金		空洞化対策特別交付金	
	設備投資に対する補助	雇用に対する補助	設備投資に対する補助	雇用に対する補助
補助金額	1. 取得分： ・用地費を含む設備投資額の2% ・設備投資が5億円以上（中小企業の場合は2.5億円以上）の場合は、用地費を含む設備投資額の3% ・市の産業用地購入の場合は、用地費を含む設備投資額の6% 2. 賃貸分 年間賃借料の1/2（初年度のみ）	＊交付対象者：一人あたり30万円（但し、短時間労働者は15万円）	1. 取得分： 用地費を含む設備投資額の2% 2. 賃貸分： 年間賃借料の1/2（初年度のみ）	3. 交付対象者： 一人あたり30万円（但し、短時間労働者は15万円）
限度額	上記1、2の合計額が10億円		上記1、2、3の合計額が5億円	

※出所「北九州市企業立地優遇制度のご案内」を参考に監査人作成

空洞化対策特別交付金は、補助対象に新設が含まれないこと、利用要件に「新規常用雇用者の要件」がなく、投資額に下限が設けられていること及び限度額の範囲・金額が、企業立地促進補助金と相違している。

しかし、これらの補助金制度は、対象となる業種や補助金算定方法などについて類似しており、特に増設を伴う工事の場合には両制度の要件を満たす企業も存在する可能性がある。

交付要綱には、「市の同種の補助金の交付決定を受けた企業については、交付金は交付しない」旨が定められているため、補助金の二重交付はなされないものの、利用者からみてよりわかりやすい補助金制度構築のために、将来的には空洞化対策特別交付金を企業立地促進補助金に整理・統合する検討を行うことが望まれる。

ソ. 国際物流特区企業集積特別助成金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／企業立地支援部／企業立地支援課						
交 付 要 綱	北九州市国際物流特区企業集積特別助成金交付制度要綱						
交 付 目 的	北九州市構造改革特別区域計画の推進及び市の規制の特例措置に関する条例（平成 15 年条例第 32 号）第 7 条に規定する活性化重点区域における支援として、市内において施設を新設、増設、又は賃借する企業及び北九州空港を拠点として新たに航空運送事業を行う企業に対して助成金を交付することにより、企業集積の促進及び地域の活性化を図り、もって北九州市経済の振興並びに市内における雇用の創出及び拡大に資することを目的とする。						
補 助 事 業 概 要	<p>次の設備投資、雇用に係る補助金を交付している。</p> <p>1. 設備投資に係る補助金</p> <table border="1"> <tr> <td>取得分</td> <td>新設：用地費を含む設備投資額の 5 %（市の産業用地購入の場合は 10%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増設：用地費を含む設備投資額の 3 %（市の産業用地購入の場合は 6 %）</td> </tr> <tr> <td>賃借分</td> <td>年間賃借料の 2 分の 1（初年度のみ：賃借を始めた月から 12 ヶ月間に要した経費に限る）</td> </tr> </table> <p>※企業立地促進法に基づく課税免除を受ける場合は、補助金額から初年度の課税免除相当額を控除する。但し、一定の要件を満たした場合は控除しない。</p> <p>※限度額：取得分、賃借分の合計額が 10 億円</p> <p>※助成金の交付額が 5 億円を超える場合は、市の一会計年度において 5 億円を上限として複数年度に分割して申請しなければならない。但し、市長が特に認める場合を除く。</p> <p>※市長が特別に認める場合、設備投資に係る補助金の額は、市長が別に定める。</p> <p>2. 雇用に係る補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者：1 人当たり 30 万円 ・短時間労働者：1 人当たり 15 万円 	取得分	新設：用地費を含む設備投資額の 5 %（市の産業用地購入の場合は 10%）		増設：用地費を含む設備投資額の 3 %（市の産業用地購入の場合は 6 %）	賃借分	年間賃借料の 2 分の 1（初年度のみ：賃借を始めた月から 12 ヶ月間に要した経費に限る）
取得分	新設：用地費を含む設備投資額の 5 %（市の産業用地購入の場合は 10%）						
	増設：用地費を含む設備投資額の 3 %（市の産業用地購入の場合は 6 %）						
賃借分	年間賃借料の 2 分の 1（初年度のみ：賃借を始めた月から 12 ヶ月間に要した経費に限る）						
交 付 先	民間企業						
補 助 開 始 年 度	平成 15 年度から（平成 23 年 3 月 31 日で新規の事業計画書受付を終了）						

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助金額	2,502,225	3,367,199	3,561,946	2,994,905	3,004,555
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	2,502,225	3,367,199	3,561,946	2,994,905	3,004,555
対象事業費	36,355,175	42,563,249	70,566,361	69,303,169	47,767,631
交付件数	29 件	36 件	32 件	20 件	19 件

(ウ) 補助金等の設置の背景

平成 15 年に市が国際物流特区の認定を受けたことにより、税関の執務時間外における通関体制の整備、臨時開庁手数料の軽減、365 日 24 時間の開港等が可能となった。

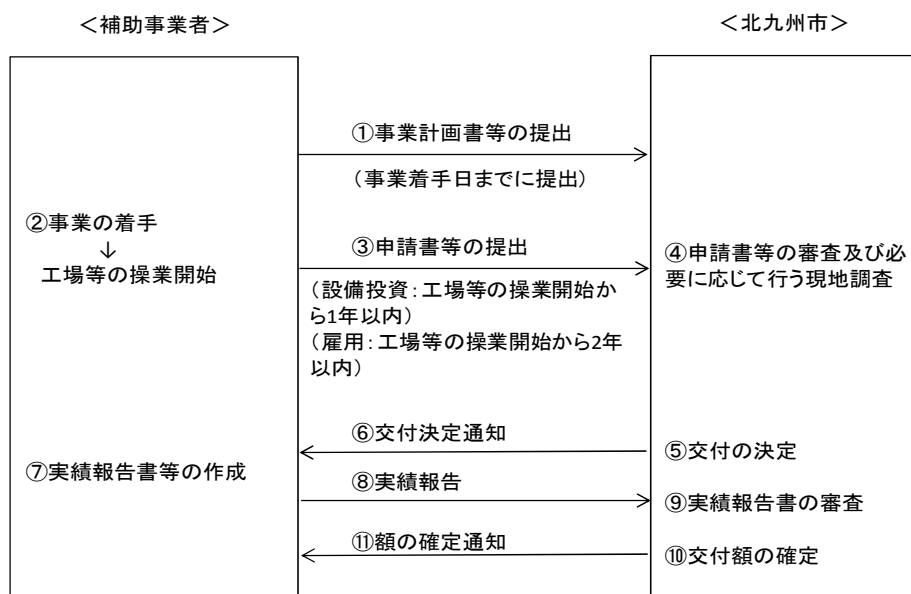
これを機に、更なる企業立地促進を図るため、活性化重点区域で一定の投資額を超えて工場等を新・増設し新規雇用を創出する企業に対して、交付する助成金を新設した。

交付要綱第 6 条（企業集積助成金の交付対象企業）には、「平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、活性化重点区域において施設を新設、若しくは増設するための工事を開始し、又は賃借するための賃貸借契約を締結し、かつ、平成 28 年 3 月 31 日までに当該施設等で操業を開始すること」と記されており、新規の事業計画書受付は終了しているが、引き続き対象企業に対する助成金を交付している。

本補助金は、「設備投資に係る補助金」及び「交付対象新規常用雇用者に係る補助金（以下「雇用に係る補助金」という。）」で構成される。

本補助金の申請等手続の流れは、次のとおりである。

【本補助金の申請等手続の流れ】



※出所「行政監査報告書」を参考に監査人が作成

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 補助金の交付決定手続及び補助金額の確定手続の効率化について（有効性等一意見）
産業-ソ

補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ず、わかりにくい手続となっている。書類の様式の見直しなど弾力的な運用を検討し、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

<内容>

本補助金については、工場等の稼働開始後、投資額が確定したときに申請書等の提出がなされることから、交付決定時点から交付金額が原則変動することはない。

また、補助金の交付決定手続と補助金額の確定手続がほぼ同じタイミングとなり両方の書類の記載内容は実質的に変わることはないが、規則上両方の手続を実施せざるを得ない。

そのため、交付決定後に行われる実績報告書の提出及び交付額の確定手続については、形式上の手続となっている。

その結果、申請する企業の担当者からすれば同じような手続を2度実施しているような印象が生じる可能性があり、わかりにくくなっている。

したがって、申請書等及び実績報告書の様式を見直すなど、弾力的な運用を行うことにより、企業担当者及び市の担当者双方にとって効率的でわかりやすい手続とすることが望まれる。

タ. 関門海峡観光推進協議会負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	関門海峡を中心とする関門地域の観光振興を推進するため、行政の枠組みを超えた強力な共同組織として、地域内の観光宣伝及び観光関連事務の連絡調整等を行うことを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するために、次の事業を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港利用商品造成促進事業 ・ 観光客周遊促進事業 ・ 観光客誘客促進事業 ・ 観光宣伝事業 ・ 情報発信事業 ・ 補助金
負 担 先	関門海峡観光推進協議会 (事務局：下関市役所)
開 始 年 度	平成9年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
負 担 金 額	5,000	4,700	4,418	4,108	4,108

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収 入 合 計	14,456	13,463	13,839	13,170	16,036
支 出 合 計	14,017	12,672	13,015	9,484	13,718
収 支 差 額	438	791	823	3,685	2,318

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

関門海峡観光推進協議会（以下「本協議会」という。）は、関門海峡を中心とする関門海峡の観光振興を推進するため、行政の枠組みを超えた強力な共同組織となり、地域内の観光宣伝事業と観光関連事務の連絡調整等を行うことを目的として平成9年6月に設置されている。

なお、本協議会の事務局は、下関市及び北九州市が持ちまわりで担当しており、平成23年度は、会長が属する団体である下関市役所内にある。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 繰越金の精算又は負担金額の見直しについて（有効性等―意見）産業-タ

負担先では、平成 22 年度から 200 万円を超える繰越金が継続しているが、負担金額は変更されていない。事務局は参加自治体の所管部署内にあり、団体運営のための繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に協議のうえ提案することが望まれる。

<内容>

負担先に対しては、北九州市、山口県及び下関市がそれぞれ同額を負担している。

団体の決算状況をみると、次の表のとおりであり、平成 22 年度において事業内容を見直すなど支出を削減した結果、事業費が減少したことに伴い、多額の繰越金が発生している。

事業費が減少したにもかかわらず負担金額が変更されておらず、また、団体運営のための繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	3,685,316	3,685,316	—	
市負担金	4,108,000	4,108,000	—	
他団体負担金	8,216,000	8,216,000	—	山口県、下関市： 各 4,108,000
雑収入	4,684	27,545	22,861	預金利息ほか
合計	16,014,000	16,036,861	22,861	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
事業費	14,626,000	12,311,205	△2,314,795	
空港利用商品造成促進事業		916,680		
観光客周遊促進事業		2,683,950		
観光客誘客促進事業		2,784,765		
観光宣伝事業		5,493,945		
情報発信事業		431,865		
補助金	1,300,000	1,300,000	—	巖流島フェスティバル事業補助
会議費	10,000	—	△10,000	定期総会等
事務局費	70,000	107,603	37,603	
予備費	8,000	—	△8,000	
合計	16,014,000	13,718,808	△2,295,192	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

チ. 北九州市にぎわいづくり懇話会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交 付 要 綱	北九州市にぎわいづくり懇話会補助金交付要綱
交 付 目 的	市の魅力を市内外に広く発信して、様々な目的（観光、行楽、ビジネス、ショッピング、イベント参加、芸術鑑賞、スポーツ観戦、見学・視察 等）で本市を訪れるビジター（来訪者）の交流の拡大を図り、地域経済を活性化するために、まちなぎわいを創出することを目的とする。
補助事業概要	<p>市のにぎわいづくりを市民・民間協働の立場で推進する組織である「北九州市にぎわいづくり懇話会」を上記目的で設立した。主な事業は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元経済への支援を目的とした大乾杯大会の実施 ・まちなぎわいづくりに繋がる事業に対して、助成金を交付するなどの支援を行う「にぎわいづくり認定事業」の募集 ・市の名所などを集めた「北九州市ふるさとかるた」の販売、かるた大会の実施 ・情報誌「雲のうえ」の制作、発行 <p>なお、各会社・団体が10万円から30万円の範囲で負担金を支出し、行政：民間の負担が概ね同じ割合となるよう算定している。</p>
交 付 先	北九州市にぎわいづくり懇話会 (事務局：産業経済局観光・コンベンション課)
補助開始年度	平成19年度から (平成21年度から市の負担費目を負担金から補助金へ変更)

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助金額	17,000	17,600	14,750	13,490	13,484
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	17,000	17,600	14,750	13,490	13,484
対象事業費	42,161	47,121	26,974	27,500	22,143
交付件数	1件	1件	1件	1件	1件

※平成21年度から市の費目を負担金から補助金へ変更。

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収入合計	45,108	50,898	30,943	30,217	24,680
支出合計	42,621	47,121	26,974	27,500	22,143
収支差額	2,487	3,777	3,969	2,717	2,537

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 繰越金の精算又は補助金額の見直しについて（有効性等―意見）産業-チ①

交付先では事業費支出額の1割を超える繰越金が継続しているが、補助金額は変更されていない。事務局は市役所内の観光・コンベンション課が行っており、団体運営には多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は補助金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。

〈内容〉

交付先に対しては、市が補助金を、民間企業等17団体が負担金を支出している。

平成23年度の決算状況をみると次の表のとおりであり、事業費支出額の1割を超える繰越金が継続している。なお、情報誌「雲のうえ」に係る収入及び支出を除くと、繰越金の割合は支出額の4分の1を超えている。

補助金額は変更されているが、変更後もなお、200万円以上の繰越金が継続して計上されている。

事務局は市役所内にあり、団体運営には多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は補助金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。

【平成23年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	2,717,235	2,717,235	—	
市補助金	13,484,000	13,484,000	—	運営補助 2,500,000 雲のうえ 10,984,000
民間負担金	2,300,000	2,300,000	—	
雲のうえ広告収入	1,340,000	3,000,000	1,660,000	
かるた売上収入	1,410,000	2,338,420	928,420	
雑収入	300,000	841,050	541,050	
合計	21,551,235	24,680,705	3,129,470	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
懇話会運営費	14,000,000	16,163,474	2,163,474	
会議費	400,000	298,804	△101,196	
雲のうえ製作	12,400,000	14,006,050	1,606,050	
イベント等支援	800,000	1,470,540	670,540	
懇話会 PR	400,000	388,080	△11,920	
民間による VI 企画立案	1,700,000	1,729,767	29,767	
集客ビジネスモデル認定事業	1,300,000	1,416,264	116,264	
着地型観光の推進	400,000	313,503	△86,497	
VI キャンペーン事業	3,600,000	4,250,164	650,164	
ディスプレイ北九州	2,300,000	3,378,874	1,078,874	
ホームページ運営	800,000	871,290	71,290	
地域との連携・普及	500,000	—	△500,000	
予備費	2,251,235	—	△2,251,235	
合計	21,551,235	22,143,405	592,170	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

② 懇話会が実施する補助事業の審査について（合規性—意見）産業-チ②

懇話会が補助している認定事業の中に、市から負担金を受け取っているおさかなロードPR実行委員会が実施する事業の一つがあり、懇話会から補助金が支出されていた。実行委員会に対する負担金は懇話会が補助した事業の財源としては使用されていないと思われるが、その確認はなされていない。所管部署においては、交付条件について適切に審査することが望まれる。

〈内容〉

懇話会が補助している認定事業の中に、市から負担金を受け取っているおさかなロードPR実行委員会が実施する事業の一つがあり、懇話会から補助金が支出されていた。実行委員会に対する負担金は懇話会が補助した事業の財源としては使用されていないと思われるが、懇話会及び市において確認されていない。

要綱には次のとおり他の公共団体が補助しているものを除くとされている。

懇話会の事務局であり、懇話会に補助金を交付している所管部署においては、交付条件について適切に審査することが望まれる。

【北九州市にぎわいづくり懇話会 にぎわいづくり認定事業要綱】

(対象となる事業)

第3条 事業の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし他の公共団体から補助金の交付を受けている事業は除く。

- (1) 北九州市の資源を活用し、来訪促進、産業間連携に効果が認められる事業
- (2) 新規性・独創性があり、次年度以降の事業の継続性が認められる事業
- (3) 認定事業年度内に事業報告及び事業収支決算報告を行うことができる事業

※出所「北九州市にぎわいづくり懇話会 にぎわいづくり認定事業要綱」

ツ. 北九州ミュージックフェスタ開催負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	<p>次の事業目的達成のため組織された実行委員会に参画し、経費の一部を負担することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロ、アマミュージシャンに公共的空間や商業施設のオープンステージを発表の場として提供し、音楽、文化芸術の振興、都心のにぎわいと魅力の向上、関連する産業の振興を目指す。 ・継続発展させることで「北九州市」を全国に発信する。 ・ボランティア精神に基づいた市民の手づくり企画運営を行う。
事 業 概 要	<p>上記目的を達成するため、実行委員会の事業として平成 23 年度は次のとおり実施されている。</p> <p>北九州ミュージックフェスタの開催</p> <p>期日：平成 23 年 9 月 24 日（土）～25 日（日）</p> <p>会場：紫川・小倉駅周辺、門司港レトロステージなど全 10 ステージ</p> <p>なお、毎年度、事業計画に見合った負担金額を支出しているが、市の負担金額を徐々に減らしている。特に定型的な測定はしていないが、</p> <p>毎回出場ミュージシャンは 100 組 400 人以上、観客数は 10 ステージで 2 日間、計 6 万人以上が参加するイベントとなっており、本市のにぎわいづくりに一定の効果をもたらしていると考えられる。</p>
負 担 先	北九州ミュージックフェスタ実行委員会 (事務局：有限会社ペントハウス)
開 始 年 度	平成 20 年度（実行委員会発足時）から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	—	7,000	6,500	3,000	2,500

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収入合計	—	17,204	12,172	6,779	4,431
支出合計	—	17,204	9,254	5,962	3,314
収支差額	—	—	2,918	817	1,116

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(エ) 負担金の設置の背景

北九州ミュージックフェスタの開催趣旨について、市は次のとおりとしている。

- ・ミュージックフェスタは、市制 45 周年を記念して平成 20 年度から開催している市民手づくりの音楽イベントで、まちに多数のステージを設置し、歩きながら気軽に音楽を楽しむことのできるものである。
- ・本イベントは、音楽を通じたビジターズ・インダストリーの進行を目的としており、滞在時間の長時間化や消費の拡大につながる運営を目指している。また、他のイベントと同時開催することで、一体的な広報PR効果や、一層の集客効果を高められる。

これまでの開催状況は次の表のとおりである。

【北九州ミュージックフェスタの開催状況】

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
日 程	9 月 24 日(土)、 25 日(日)	10 月 17 日(土)、 18 日(日)	9 月 25 日(土)、 26 日(日)	9 月 24 日(土)、 25 日(日)
同日開催 イベント	第 2 回無法松 ツテマーチ	エコスタイルタウン、小倉 城祭り、小倉逸 品屋フェア	第 4 回無法松 ツテマーチ	第 5 回無法松 ツテマーチ
会 場 数	10 か所	16 か所	12 か所	10 か所
集 客 数	約 6 万人	約 7.2 万人	約 7 万人	約 6 万人

※出所「市資料」を参考に監査人作成

なお、北九州ミュージックフェスタの開催目的の一つに「市民が手づくりで企画・運営する」を掲げており、平成 23 年度から事務局を市から民間団体に移管して運営を行っている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金等交付規則の適用について（合規性—意見）産業—ツ

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

<内容>

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。

本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。

平成 23 年度の決算書をみると、収入は、次の表のとおり、市負担金及び市が負担金を支出している北九州市にぎわいづくり懇話会を通じた負担金のほかは市の関係団体である上下水道協会 500 千円、出場者運営協力金 232 千円等であり、その他の構成メンバーからの負担金はない。

すなわち、実質的には、前年度繰越金及び市負担金をもって、事業実施に必要な経費が賄われており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。

したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

なお、その際、事業内容だけでなく、団体における資産の状況や収支の状況等を検討し、補助金等の交付の必要性及び金額について検討することが望まれる。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	500,000	816,723	316,723	
市負担金	2,500,000	2,500,000	—	
にぎわいづくり 懇話会負担金	300,000	300,000	—	
上下水道協会	200,000	500,000	614,625	
出場者運営協力金		232,000		
雑収入		82,625		
合計	3,500,000	4,431,348	931,348	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
ゲスト関係費	600,000	506,390	△93,610	交通、宿泊費等
音響関係費	900,000	1,256,250	356,250	勝山公園ほか
印刷一式	600,000	400,000	△200,000	ポスター・チラシ・プログラム
ステージ設営費	500,000	424,725	△75,275	テント・椅子・テーブル、 上下水道協会テント
Tシャツ制作費	200,000	208,005	8,005	630×330枚
運営費(スタッフ経費)	200,000	119,284	△80,716	弁当、イベント保険等
事務局費	400,000	400,000	—	ホームページ管理等
予備費	100,000	—	△100,000	
合計	3,500,000	3,314,654	△185,346	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

テ. サイクルツアー北九州負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	まちのにぎわいづくり、本市の魅力の発信、来訪者へのおもてなしの心の醸成、環境に優しい交通手段である自転車利用の促進、正しい交通ルールや自転車運転マナーの普及・促進、参加者の健康増進、などを目的として開催する、全国からの自転車愛好家が参加するサイクリング大会に要する経費の一部を負担することを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、市も実行委員会に参画し、事業を実施している。 ・サイクルツアー北九州 2011 開催概要 自転車愛好者を対象としたセンチュリーライドコース (160k m) ・ミドルコース (100k m) と、初心者を対象としたチャレンジコース (50k m) など対象者の異なるコースを設定 タイムトライアルではないため、自分のペースで各地域の魅力を楽しみながら回ることができるのが特長 コースの途中に、地域住民や地元学生等が運営するエイドポイント (休憩所) を設置し、地元特産物をふるまうなど、参加者との交流を深める。
負 担 先	サイクルツアー北九州実行委員会 (事務局：NPO法人タウンモービルネットワーク北九州)
開 始 年 度	平成 20 年度 (実行委員会発足時) から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	—	2,500	2,500	2,250	2,250

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	—	12,490	5,782	6,743	8,473
支 出 合 計	—	12,490	5,623	6,437	8,269
収 支 差 額	—	—	159	306	204

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

市によると、サイクルツアー北九州開催の背景及び現状は下記のとおりである。

市制 45 周年を記念して平成 20 年度から開催しているもので、初年度は 621 名のエントリーであったが、3 回目の開催となった平成 22 年度は約 900 名、4 回目の平成 23 年度は約 1,200 名までエントリー数が増えている。

また、参加者のうち約 4 割が市外からの参加者であるなど、市のにぎわいづくりに貢献している。

さらに、特に定型的な測定はしていないが、本事業の効果は次のとおりである。

- ① 毎年、参加費収入が補助金を上回る収入源となっており、当該収入が大会経費として市内で消費されている。
- ② 県外からの参加者は約 250 名で、そのうち 50 名以上が実行委員会で用意した宿泊プランを利用し、市内で滞在している（平成 24 年度開催実績。）。
- ③ 多くの参加者がブログなどで大会や北九州市の魅力について情報発信をしており、イメージアップにつながっている。

なお、毎年度、事業計画に見合った負担金額を支出しているが、中長期的には市の負担金額を徐々に減らす考えである。実行委員会での予算案議決時に、市の予算の範囲内で支出すべき負担金額を決定している。

実行委員会の構成メンバーは、NPO 法人タウンモービルネットワーク北九州、株式会社プロフィット、北九州商工会議所、社団法人北九州市観光協会、財団法人西日本産業貿易コンベンション協会及び北九州市などである。

市は、負担先に対し監事として監査を行っているほか、平成 23 年度には財政援助団体等監査を実施している。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金等交付規則の適用について（合規性－意見）産業-テ

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

〈内容〉

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。

本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。

平成 23 年度の決算書は、次の表のとおりであり、収入をみると、市負担金のほかは、参加者からの参加費と寄付金等となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。

すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のうち、サイクルツアー参加者からの参加費で賄えない経費を市が負担する形となっており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、実質的に事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。

したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

なお、補助金として取り扱う場合は、産業経済局所管のコンベンション開催助成金や市民文化スポーツ局のスポーツ大会開催補助等、類似する制度との整理を検討することも望まれる。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	306,144	306,144	—	
市負担金	2,250,000	2,250,000	—	
参加費	3,028,000	5,167,558	2,139,558	参加人数増加の為
ウェルカムパーティー	300,000	—	△300,000	参加費に含む
寄付金等	1,000,000	750,000	△250,000	協賛金の減少の為
雑収入	—	272	272	通帳の利息
合計	6,884,144	8,473,974	1,589,830	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考（予算より）
宣伝広告費	2,250,000	2,416,480	166,480	HP更新費、ゲスト招待費、メディア掲載、印刷物等
ウェルカムパーティー	500,000	204,166	△295,834	イベント開催費
会場設営費	1,300,000	1,317,720	17,720	会場設営
エトポイント設営費	560,000	946,650	386,650	7か所
大会備品費	1,200,000	1,830,957	630,957	選手ゼッケン、参加賞等
事務費	300,000	412,913	112,913	臨時雇用費
ボランティア費用	300,000	218,617	△81,383	300名程度
その他費用	474,144	922,277	448,133	通信費、保険料等
合計	6,884,144	8,269,780	1,385,636	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

ト. 「全国女性俳句大会 in 北九州」開催負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	北九州市は杉田久女や橋本多佳子などの著名な女性俳人を輩出した地であり、俳句文化の盛んな環境にある。市では、平成 13 年度より、実行委員会を組織し、「全国女性俳句大会 in 北九州」を開催しており、その経費の一部を負担することを目的とする。
事 業 概 要	上記目的を達成するため、次の事業を実施している。 ・俳句大会で審査する事前投句の募集 ・初日の吟行及び前夜祭 ・二日目の俳句大会
負 担 先	全国女性俳句大会 in 北九州実行委員会 (事務局：公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会)
開 始 年 度	平成 13 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	1,425	1,300	1,300	1,800	1,300

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	3,795	3,541	3,599	3,926	3,440
支 出 合 計	3,696	3,455	3,535	3,884	3,414
収 支 差 額	99	85	63	42	25

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

平成 13 年度から毎年実施されている大会の実行委員会に対する負担金である。大会の開催状況は次のとおりであり、応募者数はほぼ横ばいとなっている。

【全国女性俳句大会 i n 北九州の開催状況】

回	年度	市負担金額 (千円)	事前投句		当日投句	
			投句数 (句)	応募者数 (人)	投句数 (句)	応募者数 (人)
1	H13	5,000	3,204	1,032	1,416	493
2	H14	4,000	2,610	814	730	262
3	H15	1,500	2,520	799	689	239
4	H16	1,500	2,224	670	464	136
5	H17	1,500	2,330	738	656	218
6	H18	1,500	2,348	766	688	231
7	H19	1,425	2,070	622	709	211
8	H20	1,300	1,654	535	691	213
9	H21	1,300	1,844	581	616	188
10	H22	1,800	1,709	541	678	206
11	H23	1,300	1,868	555	547	167

※出所「実行委員会資料」を参考に監査人作成

実行委員会の構成メンバーは、北九州市婦人会連絡協議会、北九州市俳句協会、社団法人北九州市観光協会、財団法人西日本産業貿易コンベンション協会及び北九州市などである。

事務局は、市の外郭団体である財団法人西日本産業貿易コンベンション協会に設置されている。なお、過去5年間、本実行委員会に対し財政援助団体等監査は実施されていない。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金等交付規則の適用について（合規性—意見）産業—ト

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

<内容>

市は、実行委員会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。

本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。

平成23年度の決算書は、次の表のとおりであり、収入をみると、市負担金のほかは、参加者からの参加費と広告協賛金となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。

すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のうち、参加者からの参加費で賄えない経費を市が負担する形となっており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、実質的に事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。

したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

【平成23年度 収支決算報告書】

1. 収入の部 (単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越金	42,257	42,257	—	
市負担金	1,300,000	1,300,000	—	
参加費(投句料)	2,470,000	1,212,000	△371,630	
前夜祭参加費		177,000		
広告協賛金		709,370		
雑収入		—		
合計	3,812,257	3,440,627	△371,630	

2. 支出の部 (単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
会議費	290,000	274,670	△15,330	選者等弁当、前夜祭経費
旅費交通費	320,000	308,860	△11,140	選者交通費、タクシー代
通信運搬費	150,000	90,765	△59,235	大会関係者郵送等
手数料	21,000	16,380	△4,620	振込手数料
広告費	50,000	—	△50,000	
消耗品費	80,000	59,174	△20,826	短冊、表彰用紙、会場舞台花等
印刷製本費	360,000	313,165	△46,835	作品募集要項、募集チラシ、大会誌、賞状印刷等
賃借料	410,000	388,720	△21,280	バス、研修室借上
諸謝金	1,045,000	1,034,624	△10,376	ボランティア、披講者、選者謝金等
委託費	970,000	928,641	△41,359	大会看板、進行管理、大会撮影
雑費	74,000	—	△74,000	
合計	3,770,000	3,414,999	△355,001	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

ナ. 福岡空港国際観光案内所運営協議会負担金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	外国人旅行者に対して外国語による観光案内サービスを提供することで福岡空港における旅行客等の受け入れを促進し、国際観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする福岡空港国際観光案内所運営協議会の経費の一部を負担することを目的とする。
事 業 概 要	構成団体である、福岡県、福岡市、北九州市、福岡空港ビルディング株式会社、社団法人福岡県観光連盟、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー、社団法人北九州市観光協会、九州観光推進機構で負担金を拠出し、福岡空港を利用する外国人観光客へ案内サービスを提供している。
負 担 先	福岡空港国際観光案内所運営協議会 (事務局：福岡県商工部国際経済観光課)
開 始 年 度	平成 13 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	9,352	8,446	8,393	9,649	9,896
支 出 合 計	7,910	7,055	5,744	6,753	6,860
収 支 差 額	1,442	1,391	2,649	2,896	3,036

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

毎年多くの外国人が入国する福岡空港における旅行客等の受入を促進し、国際観光の振興と地域の活性化に資することを目的として、平成 13 年 4 月「福岡空港国際観光案内所運営協議会」が発足し、また同年 6 月に国際線ターミナル（1 階到着ロビー）に観光案内所を同年 6 月に開設している。また、本協議会は、福岡 SGG クラブ（善意通訳ボランティア）の協力を得て、外国人旅行者等に対し観光案内業務を行っている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 繰越金の精算又は負担金額の見直しについて（有効性等－意見）産業-ナ

負担先では、平成 21 年度から事業費支出額の 4 割を超える繰越金が継続しているが、負担金額は変更されていない。事務局は福岡県庁内にあり、団体運営には多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。

<内容>

負担先に対しては、九州観光推進機構（福岡県）、北九州市、福岡市及び福岡空港ビルディング株式会社が負担金を支出している。

平成 23 年度の決算状況をみると、次の表のとおりであり、平成 21 年度から事業費支出額の 4 割を超える繰越金が継続している。

事務局は福岡県庁内にあり、団体運営には、多額の繰越金の必要性が低いことから、繰越金の精算又は負担金額の見直し等を関係機関に提案することが望まれる。

【平成 23 年度 収支決算報告書】

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
昨年度繰越額	2,896,402	2,896,402	—	
市負担金	1,000,000	1,000,000	—	
他団体負担金	6,000,000	6,000,000	—	九州観光推進機構 3,000,000 福岡市 2,000,000 福岡空港ビルディング 1,000,000
合計	9,896,402	9,896,402	—	

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	実績額	増減	備考
委託費	4,765,425	4,765,425	—	案内業務委託
SGG 活動費	1,800,000	1,797,500	△2,500	
事務費等	432,977	297,210	△135,767	通信運搬費、その他 需用費等
パンフレット増刷費	2,898,000	—	△2,898,000	
合計	9,896,402	6,860,135	△3,036,267	

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

二. 門司港レトロ観光列車補助金

(7) 概要

所 管 部 署	産業経済局／観光部／観光・コンベンション課
交 付 要 綱	門司港レトロ観光列車補助金交付要綱
交 付 目 的	門司港レトロ観光列車を運行する鉄道事業者に対し、補助金を交付することにより、経営や運行の安定化を図るとともに、ひいては、門司港レトロ地区の回遊性の向上や滞在時間の長時間化などの観光振興を推進することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	九州鉄道記念館駅から関門海峡めかり駅間の4駅、約2.1km区間で門司港レトロ観光列車の運行を行い、門司港レトロ地区の観光振興を推進するものであり、地域のまちづくり、にぎわいづくりに寄与するという観点から、公益上の必要性が認められる。 補助金については、門司港レトロ観光列車の運行事業収入と運行に必要な経費の差額を支払うものである。 ※運行に必要な経費 人件費、鉄道・設備補修費、車両点検費、燃料費、線路使用料、鉄道賠償責任保険等の保険料、運行管理費、その他（光熱水費、通信費、交通費等）
交 付 先	平成筑豊鉄道株式会社
補 助 開 始 年 度	平成 21 年度から（平成 23 年度から交付）

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	—	—	—	—	8,701
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	8,701
対象事業費	—	—	46,619	39,491	37,851
交 付 件 数	—	—	—	—	1 件

※平成 21 年度及び平成 22 年度は、運行に必要な経費が運行事業収入を上回らなかったため、補助金の支出は行っていない。

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
売上高	—	—	411,943	363,063	375,066
販売費及び 一般管理費	—	—	527,897	575,796	489,499
経常利益	—	—	△10,459	△48,597	23,406
当期純利益	—	—	△13,023	△50,346	23,935

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 実績報告等の適切な審査について（合規性—意見）産業-二

本補助金額の確定に当たっての算定根拠と確定後に入手する資料との詳細な審査が行われていない。事業報告の審査において、補助金額確定後に審査が必要な場合は、速やかに審査するとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について慎重に確認することが望まれる。

<内容>

本補助金の実績報告に当たり「門司港レトロ観光線収支表」が添付され、補助金額の確定に当たっての算定根拠とされている。

交付要綱では、実績報告の提出期限が事業完了後 20 日以内とされており、実績報告は 4 月 20 日付けで提出されている。市は、実績報告の内容を確認のうえ、5 月 9 日付けで補助金確定通知をしており、その後、交付先である平成筑豊鉄道株式会社から株主総会後に財務諸表が送付されている。

その際、財務諸表と実績報告添付の収支表に差異があったが、詳細な審査、内容の聴取等が行われていなかった。

実際、実績報告時点での収支表に誤りがあり、精算が必要な状況となっている。

事業報告の審査において、補助金額の確定後に審査が必要な場合は、速やかに審査するとともに、事実と記載内容の不整合がある場合には、その原因等について慎重に確認することが望まれる。

(6) 港湾空港局の補助金等

ア. 北九州空港アクセス推進協議会負担金

(7) 概要

所 管 部 署	港湾空港局／空港企画室
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	北九州空港利用者の交通手段として、空港バスの運行、サービスの維持、向上等を図ることを目的とする。
事 業 概 要	本事業は、北九州空港の利用促進を図り、アクセス利便性向上を目的とした事業である。エアポートバスは、空港への唯一の公共交通機関であるが、現在の空港の利用状況では、事業採算性が低く、事業者の自主的な運行が困難であるため、北九州空港アクセス推進協議会（以下「本協議会」という。）が運行経費を補填している。また、本市西部地区で、エアポートバスを補完するアクセス手段として、試験的に乗合タクシーの運賃割引を行っている。
負 担 先	北九州空港アクセス推進協議会 (事務局：北九州エアターミナル株式会社)
開 始 年 度	平成 17 年度から

(イ) 負担金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	249,366	270,754	196,453	195,895	180,686

(ウ) 負担先の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	250,403	270,978	196,676	196,118	180,907
支 出 合 計	250,183	270,754	196,453	195,897	180,712
収 支 差 額	220	224	223	221	194

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

市は、北九州空港アクセス推進協議会に対して、負担金を支出している。

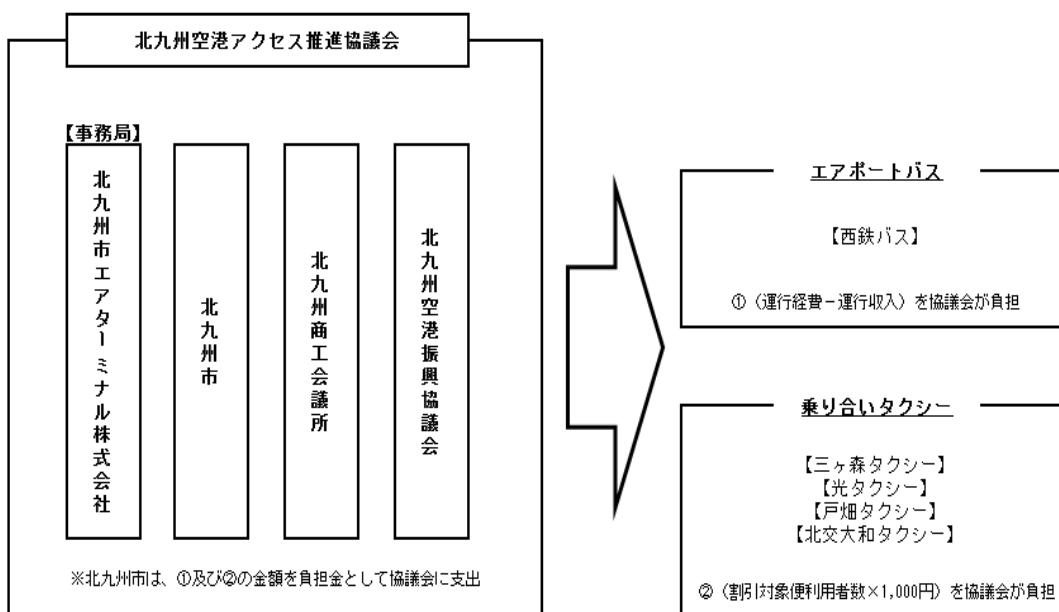
本協議会は、北九州空港への良好なアクセスを確保することにより、北九州空港の利便性向上、利用促進を図り、もって北九州地域の経済、観光及び文化の発展に寄与することを目的として設置された団体である。

市、北九州エアターミナル株式会社、北九州商工会議所及び北九州空港振興協議会によって構成され、北九州エアターミナル株式会社が事務局となり、北九州空港のアクセスの利便性向上、同アクセスの利用促進に関する調査及びPR活動等の事業を行っている。

本協議会は、北九州空港への唯一の公共交通機関であるエアポートバスを運行している西鉄バスに対して、現在の空港の利用状況では、事業の採算性が低く、事業者の自主的な運行が困難であるとして、運行経費と運行収入の差額を支援金として支出している。当該差額について市は負担金を支出している。

また、本協議会は、黒崎・折尾・学研都市線における西鉄バス撤退路線のアクセスの利便性低下を防ぐため、八幡西区及び若松区と空港間の早朝深夜乗り合いタクシーの割引を試験的に実施しており、対象便利用者数に1,000円を乗じた額をタクシー会社に支援金として支出している。当該支援金についても同様に市は負担金を支出している。

【負担金支出のフロー図】



※矢印は、運行支援金の支出を意味している。

※出所 市から回答を受けた内容をもとに監査人が作成

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 補助金等交付規則の適用について（合規性—意見）港湾-ア

市は、協議会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出しているが、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。しかし、実質的には事業に対する助成（補助）としての性格が強いことから、本負担金は補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

<内容>

市は、協議会の構成メンバーとして、事業実施に対し負担金を支出している。

本負担金の支出に関しては、市の除外支出金指定における「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」に該当し、補助金等交付規則の適用を受けない取り扱いとなっている。

平成 23 年度の決算書は、次の表のとおりであり、収入をみると、市負担金のほか、雑入（預金利息）及び前期繰越金となっており、他の構成メンバーからの負担金はない。

すなわち、実質的には、事業実施に必要な経費のすべてが市負担金並びに市負担金から生じた預金利息及び前期繰越金で賄われており、この負担金は、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」という性格というよりも、実質的に事業経費に対する助成（補助）としての性格が強いといえる。

したがって、本負担金については、補助金等交付規則の適用を受ける補助金等として取り扱うことが望まれる。

【平成 23 年度決算書】

(単位：円)

項目		金額
収入	市負担金	180,686,686
	雑入	33
	前期繰越金	221,163
	計	180,907,882
支出	事務費	26,255
	事業費	180,686,686
	計	180,712,941

※出所「北九州空港アクセス推進協議会決算書」

イ. 北九州空港国際航空貨物推進協議会負担金

(7) 概要

所 管 部 署	港湾空港局／空港企画室
交付規則の適用	除外支出金指定のため適用除外
負 担 目 的	北九州空港の航空貨物拠点化に向けた路線誘致や集貨を支援することを目的とする。
事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際貨物チャーター助成（チャーター事業） 北九州空港へチャーター便を運航する場合、他空港と比較して高額になる分について、その差額を助成する。 ・ 国際航空貨物需要創出促進事業助成（横もち事業） 北九州空港離発着航空便を利用して輸送される国際航空貨物の横持ちトラック経費に対して助成する。 ・ 航空貨物受入体制維持助成（G S E助成事業） 航空貨物機のハンドリングに必要な地上支援機材（G S E）の保守管理にかかる定期点検や整備費用、消耗品及び部分購入にかかる諸費用に対して助成する。
負 担 先	北九州空港国際航空貨物推進協議会 （事務局：北九州市港湾空港局空港企画室）
開 始 年 度	平成 19 年度から

(イ) 負担金額と負担割合の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
負 担 金 額	51,780	17,000	2,000	9,200	11,880

(ウ) 負担先の決算状況の推移

（単位：千円）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	101,013	78,501	66,489	46,672	35,248
支 出 合 計	57,325	30,053	29,883	26,177	23,790
収 支 差 額	43,688	48,448	36,606	20,495	11,457

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 負担金の設置の背景

北九州空港国際航空貨物推進協議会（以下「本協議会」という。）は、平成 19 年 4 月に官民が一体となり設立された団体である。主に商工会議所、航空会社、物流会社、自治体等で構成されており、北九州空港の航空貨物拠点化を目指して活動している。

本負担金は、市が協議会に対し交付するものであるが、交付された負担金は、協議会で実施している3事業を通じ、物流会社、航空会社及び貨物ターミナル運営会社へ交付されている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 繰越金の精算の検討について（有効性等―意見） 港湾-イ

負担先には、平成19年度から多額の繰越金が継続しており、平成23年度には11,457千円となっている。負担先の運営費及び事業費は多額の繰越金を必要としないため、構成団体である荻田町と協議のうえ、現在残っている繰越金は、必要額を残して精算し、今後発生する収支差額については、都度精算するよう提案することが望まれる。

<内容>

本協議会の主な歳入は、市及び荻田町の負担金によるものであり、市及び荻田町の負担金拠出割合は、協議会が設立された平成19年度から平成22年度まで50対50とされていた。

平成21年度から平成23年度までの収支状況は次の表のとおりである。平成21年度は、前年度からの繰越金が多くあったため、事業実績の進捗を見極めながら負担金の拠出をすることとした。その結果、市は本協議会運営費のみを拠出することとなったが、荻田町は、当初予定された金額の負担金を拠出することとなったため、負担額に差異が生じた。そのため、次期繰越金36,606千円のうち、13,000千円を荻田町分とし、平成22年度の荻田町の負担金は0円とした。

平成23年度に市と荻田町が当年度の負担金について協議した結果、荻田町の次期繰越金3,800千円と同額の3,800千円をこれまでと同じ比率で市が拠出し、それを超える分は市と荻田町で80対20の割合で拠出することとした。予算残額11,457千円は全額を次期繰越金としたが、これは平成23年度歳出の約48%に相当するものである。

本協議会の事務局は市の港湾空港局空港企画室にあり、団体運営のための繰越金の必要性は低い。事業費についても、翌年度の負担金受取までの支払に必要な金額があれば十分であり、多額な繰越金の必要性は低い。

したがって、荻田町と協議のうえ、現在残っている繰越金は、必要額を残して精算し、今後発生する収支差額は、都度精算するよう提案することが望まれる。

【本協議会の収支状況】

単位：円

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
前年度繰越金		48,448,287	48,448,287	36,606,116	36,606,116	20,495,276	20,495,276
歳入	北九州市	15,000,000	2,000,000	9,200,000	9,200,000	9,480,000	11,880,000
	苅田町	15,000,000	15,000,000	0	0	1,420,000	2,020,000
	その他	950,000	950,000	850,000	850,000	850,000	850,000
	雑入	0	91,294	0	16,451	0	2,819
	計	30,950,000	18,041,294	10,050,000	10,066,451	11,750,000	14,752,819
歳出	事業費	71,000,000	23,148,000	41,000,000	24,642,649	30,195,000	22,939,897
	チャーター事業	33,000,000	22,638,000	13,000,000	6,868,537	10,000,000	8,368,236
	横もち事業	33,000,000	510,000	20,000,000	12,120,000	16,800,000	11,345,000
	GSE助成事業	5,000,000	0	8,000,000	5,654,112	3,395,000	3,226,661
	事務運営費	8,350,000	6,735,465	4,364,535	1,534,642	2,050,000	850,355
	予備費	48,287	0	1,291,581	0	276	0
	計	79,398,287	29,883,465	46,656,116	26,177,291	32,245,276	23,790,252
次期繰越金		0	36,606,116	0	20,495,276	0	11,457,843
苅田町との負担金の調整		■負担割合 市：苅田町＝50：50 ■次期繰越金の内訳 苅田町拠出分13,000千円		■負担割合 市：苅田町＝50：50 ■苅田町の負担金 苅田町の次期繰越金が13,000千円あり、市の当年度負担金9,200千円を超えるため、苅田町の当年度負担金は0円 ■次期繰越金の内訳 苅田町拠出分3,800千円		■負担割合 市：苅田町＝80：20 ■負担金の計算方法 繰越金消化（苅田町拠出分3,800千円）までは負担割合を市：苅田町＝50：50で計算し、それ以上は80：20で計算	

※平成23年度の歳入は、300万円の補正予算が組まれている。（負担比率は北九州市：苅田町＝80：20）

※出所「市説明資料」を参考に監査人作成

(7) 消防局の補助金等

ア. 各区市民防災会連合会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	消防局／警防部／警防課 (各消防署予防課)
交 付 要 綱	市民防災会補助金交付要綱
交 付 目 的	各区の市民防災会連合会（以下「各区連合会」という。）における会員相互の連携と地域ぐるみの防火防災意識の向上及び活動の推進を図り、災害のない「安全で安心なまちづくり」に寄与することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	各区連合会が行う火災予防啓発用品や防災会だより等の広報宣伝事業、各校区防災行事に係る事業、自主防災組織の育成等に係る校区育成事業などを補助するもの。
交 付 先	各区市民防災会連合会（事務局：各消防署予防課） 北九州市市民防災会総連合会（事務局：消防局警防課）
補 助 開 始 年 度	平成9年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
対象事業費	10,548	10,783	9,929	10,236	11,466
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

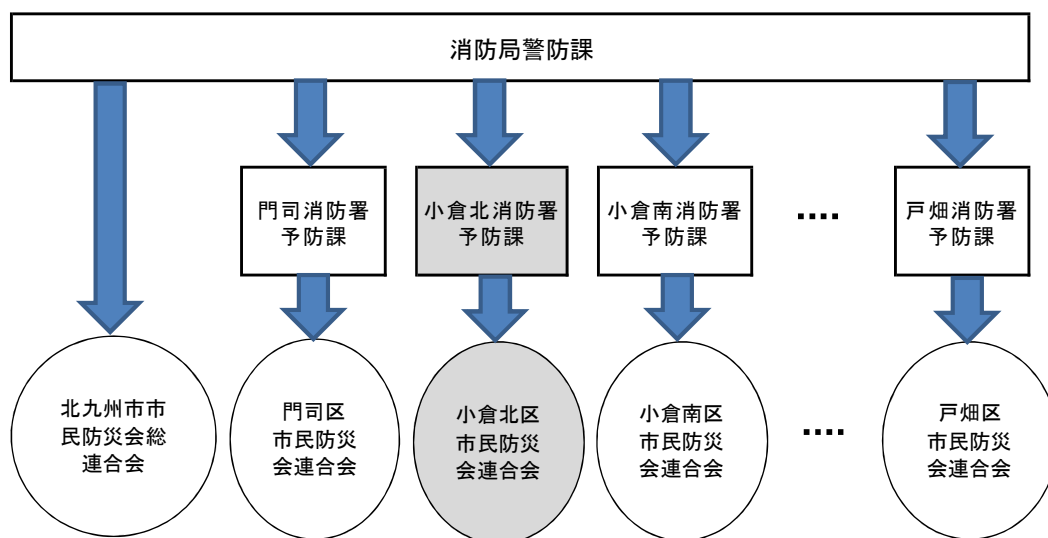
各区連合会は、各区内の校区単位に結成された市民防災会組織相互の綿密な連携を図り、区民が一体となって防災運動を推進し、災害のない明るい町づくりに寄与することを目的としている。

市民防災会は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、自治会と一体となって地域ぐるみで自主的な防災活動を推進する自主防災組織として結成されている。

本補助金は、各区内の校区単位に結成された市民防災会が属する連合会へ交付されており、人口割と均等割によって配分額が決められている。

今回の監査では、小倉北消防署に往査し、本補助金に関する一連の資料を閲覧した。したがって、下記の意見は、小倉北消防署に関するものである。

【補助金交付の流れ】



※矢印は、補助金の交付を意味している。

(イ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(ロ) 監査の意見

① 経費の執行が補助対象期間終了直前に集中した場合の適切な審査について

(有効性等一意見) 消防-ア

補助対象期間終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられたことから、支払時期が補助対象期間終了直前となる理由を補助金交付先から文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。

〈内容〉

平成23年度の支出額1,231,189円のうち、559,860円という全支出額の4割を超える支出が、年度が終わる3月23日から3月31日までの間に行われており、補助対象期間終了直前に経費の支出が集中する傾向が見受けられた。

一般的に事業に必要な支出は事業の実施に合わせて適時に行われものであるが、終了直前に集中している場合、効果的に補助金が活用されているか検討することが必要と考える。

補助対象期間終了直前での予算執行については補助金交付先から理由を文書等で入手するなど、理由の合理性を含む適切な審査の実施が望まれる。

(8) 教育委員会の補助金等

ア. 小学校文化行事補助金・小学校体育行事補助金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／指導部／指導企画課
交 付 要 綱	文化・体育行事等補助金交付要綱
交 付 目 的	児童の体力・技能向上と健全なスポーツ精神の育成及び文化行事による教育活動の振興を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	北九州市小学校体育連盟（以下「小体連」という。）及び北九州市小学校文化連盟（以下「小文連」という。）に対し、予算の範囲内で、講師・審判員等に対する謝礼、講師招へい旅費、消耗品等の購入費及び印刷費等の運営にかかる経費を運営費補助金として助成する。 北九州市立小学校の生徒が、行事参加の学校が市全域以上を対象とした文化的行事及び体育的行事に学校教育活動として参加する場合等に、予算の範囲内で交通費及び宿泊費を派遣費として助成する。補助上限額は要綱で規定している。
交 付 先	北九州市小学校体育連盟、北九州市小学校文化連盟
補 助 開 始 年 度	平成 19 年度から

(4) 補助金額の推移

小体連

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
対象事業費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

小文連

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	2,000	2,200	1,862	1,950	1,546
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	2,000	2,200	1,862	1,950	1,546
対象事業費	2,000	2,200	1,862	1,950	1,546
交 付 件 数	1 件	2 件	2 件	1 件	2 件

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

小体連

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入合計	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
支出合計	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
収支差額	—	—	—	—	—

小文連

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入合計	2,000	2,200	1,862	1,950	1,546
支出合計	2,000	2,200	1,862	1,950	1,546
収支差額	—	—	—	—	—

(イ) 補助金等の設置の背景

本補助金は、児童の体力・技能向上と健全なスポーツ精神の育成及び文化行事による教育活動の振興を図るため、体育行事及び文化行事に対して交付している。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 小学校体育連盟事業報告書の記載内容の見直しについて（合規性—意見）教育-ア①

事業報告書の記載内容をもとに補助金交付の適切性につき審査を行うため、事業報告書の記載内容は適切な審査ができるよう具体的な報告を求めることが望まれる。

〈内容〉

小体連に対する補助金の事業報告書において、行事の実施時期、会場、参加児童数の記載内容が、次のとおり不明瞭となっている。例えば、月日が「中旬」となっていたり、参加児童数が概数となっていたりする。

【平成23年度 北九州市小学校体育連盟 事業報告書】

	区	月日	時刻	会場	参加児童数
陸上競技	門司区	10月13日	13:30	門司陸上競技場	600
	小倉北区	10月18日	13:30	鞆ヶ谷陸上競技場	1,300
	小倉南区	10月20日	13:00	北九大青嵐グラウンド	850
	若松区	10月14日	13:00	本城陸上競技場	320
	八幡東区	10月17日	13:30	鞆ヶ谷陸上競技場	460
	八幡西区	10月13日	14:00	本城陸上競技場	1,700
	戸畑区	10月17日	13:00	鞆ヶ谷陸上競技場	230

	区	月日	時刻	会場	参加児童数
球技	門司区	11月中旬	14:00	萩ヶ丘小 他	1,000
	小倉北区	11月上旬	13:30	中井小 他	1,400
	小倉南区	11月中旬	14:00	新道寺小 他	1,500
	若松区	12月上旬	13:00	青葉小 他	510
	八幡東区	12月上旬	13:00	皿倉小 他	470
	八幡西区	1月中旬	14:00	赤坂小 他	1,700
	戸畑区	11月下旬	14:00	天籟寺小 他	450

※出所「平成23年度 北九州市小学校体育連盟 事業報告書」

事業報告書に基づき、事業の実施状況を詳細に確認し、補助金交付の適切性について審査を行う必要がある。そのため、事業報告書には、事業の実施内容につき審査に必要な具体性を持った記述を求めることが望まれる。

② 予算額と決算額の一致原因の確認について（有効性等―意見）教育-ア②

収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認しておらず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。

〈内容〉

補助金の交付を申請する団体は、交付申請時に収支予算書を提出し、事業終了時には収支決算書を提出する。

市は、収支決算書における支出の全費目と領収書を突き合わせているが、小体連及び小文連を構成する多くの部門において収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認していない。

一般的に、予算額と決算額が円単位で一致することは少なく、各部門において、次のいずれかの処理を行っている可能性がある。

- 支出総額が補助金額を超えるので、決算額を補助額に合わせて少なく報告している。すなわち、収支決算書には補助額を上限とした金額を記載している。
- 支出総額が補助金額を下回ることとなるため、追加して必要性の低いものを購入するなど決算額を補助額に合わせている。すなわち、市への戻入が生じないように調整している。

現在の審査方法では、予算額と決算額が一致している原因の確認ができず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。

イ. 中学文化行事補助金・中学体育行事補助金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／指導部／指導企画課
交 付 要 綱	文化・体育行事等補助金交付要綱
交 付 目 的	生徒の体力・技能向上と健全なスポーツ精神の育成及び文化行事による教育活動の振興を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	北九州市中学校体育連盟（以下「中体連」という。）及び北九州市中学校文化連盟（以下「中文連」という。）に対し、予算の範囲内で、講師・審判員等に対する謝礼、講師招へい旅費、消耗品等の購入費及び印刷費等の運営にかかる経費を運営費補助金として助成する。 北九州市立中学校の生徒が、行事参加の学校が市全域以上を対象とした文化的行事及び体育的行事に学校教育活動として参加する場合等に、予算の範囲内で交通費及び宿泊費を派遣費として助成する。 補助上限額は要綱で規定している。
交 付 先	北九州市中学校体育連盟、北九州市中学校文化連盟
補 助 開 始 年 度	不明

(i) 補助金額の推移

中体連

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	6,450	8,600	13,300	6,300	6,450
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	6,450	8,600	13,300	6,300	6,450
対象事業費	10,112	12,737	26,114	7,801	9,167
交 付 件 数	4件	5件	4件	4件	4件

中文連

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	2,750	2,750	2,606	2,740	2,548
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	2,750	2,750	2,606	2,740	2,548
対象事業費	2,968	2,979	2,606	2,740	2,548
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

中体連

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入合計	10,109	11,362	8,966	9,361	10,615
支出合計	10,043	11,286	8,924	9,356	10,607
収支差額	66	76	41	5	7

中文連

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入合計	2,968	2,979	2,606	2,740	2,548
支出合計	2,968	2,979	2,606	2,740	2,548
収支差額	—	—	—	—	—

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

(イ) 補助金等の設置の背景

中体連は、中学生の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図ることを目的として、中学校体育大会の開催事業、中学校体育に関する調査研究等の事業を行っている。

また、中文連は、市の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の文化活動の振興及び発展を図ることを目的として、中学校総合文化祭等の事業を行っている。

市は、生徒の体力・技能向上と健全なスポーツ精神の育成及び文化行事による教育活動の振興を図るために、中体連及び中文連に対し、次の表のとおり、運営及び体育大会開催にかかる経費を補助金として交付している。

なお、平成23年度は、市において全国中学校体育大会は開催されなかったため、全国中学校体育大会補助金の支出はない。

【補助対象の概要】

(単位：千円)

補助対象団体	補助事業名	補助上限額
北九州市中学校文化連盟	北九州市中学校文化連盟運営費補助金	2,750
北九州市中学校体育連盟	北九州市中学校体育連盟運営費補助金	5,500
	福岡県中学校総合体育大会補助金	800
	九州中学校体育大会補助金	(種目ごと)150
	全国中学校体育大会補助金	予算の範囲内

※出所「文化・体育行事等補助金交付要綱」

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 予算額と決算額の一致原因の確認について（有効性等一意見）教育-イ

収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認しておらず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。

<内容>

補助金の交付を申請する団体は、交付申請時に収支予算書を提出し、事業終了時には、収支決算書を提出する。

市は、収支決算書における支出の全費目と領収書を突き合わせているが、福岡県中学校総合体育大会補助金及び北九州市中学校文化連盟運営費補助金（11部門中8部門）において、予算額と決算額が一致している原因は確認していない。

一般的に、予算額と決算額が円単位で一致することは少なく、交付先の団体は次のいずれかの処理を行っている可能性がある。

- 補助金が不足しているため、決算額を補助額に合わせて少なく報告している。すなわち、実際には補助額以上の金額を支出しているが、収支決算書には補助額を上限とした金額を記載している。
- 支出額が少なくなりそうのため、必要性の低いものを購入するなど決算額を補助額に合わせている。すなわち、市への戻入が生じないように調整している。

現在の審査方法では、予算額と決算額が一致している原因の確認ができず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。

ウ. 防犯ブザー購入事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／指導部／指導企画課
交 付 要 綱	携帯用防犯ブザー購入事業補助金交付要綱
交 付 目 的	携帯用防犯ブザー購入費の一部を補助することにより、児童生徒の身を守り、安全を確保する手段としての携帯用防犯ブザーの所持の促進を図ることを目的とする。
補 助 事 業 概 要	北九州市立の小学校、中学校、特別支援学校のPTA活動を統括する北九州市PTA協議会に対し、防犯ブザーの購入に要する費用の2分の1に相当する額を補助する。但し、防犯ブザー1個につき、補助する額の上限は250円とする。
交 付 先	北九州市PTA協議会
補 助 開 始 年 度	平成17年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補 助 金 額	1,757	1,721	1,673	1,741	1,710
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,757	1,721	1,673	1,741	1,710
対象事業費	1,757	3,443	3,347	3,483	3,421
交 付 件 数	1件	1件	1件	1件	1件

(ウ) 補助金等の設置の背景

市は、児童生徒の身を守り安全を確保する手段である携帯用防犯ブザーの所持の促進を図ることを目的として、平成17年度から補助金を交付している。

市立の小学校、中学校、特別支援学校のPTA活動を統括する北九州市PTA協議会に対し、防犯ブザーの購入に要する費用の2分の1に相当する額を補助することとされている（ただし、防犯ブザー1個につき、補助する額の上限は250円）。

(エ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(オ) 監査の意見

① 防犯ブザーの所持率の把握について（有効性等―意見）教育-ウ

要綱にある補助目的「防犯ブザーの所持の促進」の達成度合いを測定するため、定期的に防犯ブザーの所持率の調査等を実施し把握することが望まれる。

<内容>

平成 22 年度における本補助金を利用した防犯ブザーの購入率は、小学校 1 年生で 64.1%となっている。北九州市 P T A 協議会以外から購入したり兄弟姉妹等のお下がりを使用したりすることも考えられる。したがって、当該購入率の大きさを防犯ブザーの「所持率」を直接的に測ることはできないため、要綱にある補助目的「防犯ブザーの所持の促進」の達成度を測定できるよう定期的に防犯ブザーの所持率の調査等を実施し把握することが望まれる。

工. 補導対策事業補助金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／指導部／指導第二課
交 付 要 綱	補導対策事業補助金交付要綱
交 付 目 的	市内各地区に設置されている学校警察連絡協議会の連携と活性化を図り、もって児童生徒の健全育成に資することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	北九州市学校警察連絡協議会に対し、補助金上限 900,000 円を交付する。
交 付 先	北九州市学校警察連絡協議会
補 助 開 始 年 度	平成 19 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	900	900	900	900	900
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	900	900	900	900	900
対象事業費	1,062	1,062	1,062	1,053	1,053
交 付 件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	1,062	1,062	1,062	1,053	1,053
支 出 合 計	1,062	1,062	1,062	1,053	1,053
収 支 差 額	—	—	—	—	—

(イ) 補助金等の設置の背景

市は、市内各地区に設置されている学校警察連絡協議会との連携を図り、活動を活性化させるために、北九州市学校警察連絡協議会に対して補助金を交付している。

学校警察連絡協議会は、昭和 38 年、警察庁及び文部省(現文部科学省)からの通達・通知に基づき、全国の警察署や市町村その他の区域に設置されたもので、学校と警察が緊密に連携・協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的としている。

当該協議会は、各警察署管内の小中学校長、中学校長、高等学校長、その他の学校長、各生徒指導担当教諭及び警察職員等によって構成されており、学校と警察による非行防止活動の経験や資料の交換、具体的な非行防止対策の検討、及び学校と警察の協力による街頭補導等の活動を行っている。

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 予算額と決算額の一致原因の確認について（有効性等一意見）教育-エ

収支予算書と収支決算書の支出額が一致している原因を確認しておらず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。

<内容>

補助金の交付を申請する団体は、交付申請時に収支予算書を提出し、事業終了時に収支決算書を提出する。

市は、収支決算書における支出の全費目と領収書を突き合わせているが、補助対象経費の収支予算書と収支決算書の金額が一致していることについての確認はしていない。

一般的に、予算額と決算額が円単位で一致することは少なく、交付先の団体は次のいずれかの処理を行っている可能性がある。

- 補助金が不足しているため、決算額を補助額に合わせて少なく報告している。すなわち、実際には補助額以上の金額を支出しているが、収支決算書には補助額を上限とした金額を記載している。
- 支出額が少なくなりそうのため、必要性の低いものを購入するなど決算額を補助額に合わせている。すなわち、市への戻入が生じないように調整している。

現在の審査方法では、予算額と決算額が一致している原因の確認ができず、補助金額の妥当性を検証できていない可能性がある。収支決算書と領収書との突き合わせに終始するのではなく、予算額と決算額の一致原因の確認等も行うことが望まれる。

オ. 北九州市PTA協議会補助金

(7) 概要

所 管 部 署	教育委員会／生涯学習部／生涯学習課
交 付 要 綱	北九州市社会教育関係団体事業補助金交付要綱
交 付 目 的	北九州市社会教育関係団体の会員が、その自発的な学習意欲に基づき、豊かな人間性を培うとともに、社会教育関係団体が積極的に活動することを目的とする。
補 助 事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 関係研修会参加補助 P T A 活動のあり方や諸問題について、各種研修会に参加することで得られた知識・情報などの成果を、今後の P T A 活動に積極的に活かす。 ・ 機関紙発行補助 市内の P T A の活動状況を広く広報することで、P T A 活動における会員の連帯の輪を広げ、意識の向上を図る。 これら 2 事業の実施により、積極的に活動する P T A が増加することで、子どもたちの健全育成につながる。
交 付 先	北九州市 P T A 協議会
補 助 開 始 年 度	昭和 42 年度から

(イ) 補助金額の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補 助 金 額	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
(財源内訳)					
国・県	—	—	—	—	—
一般財源	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
対象事業費	3,113	2,759	2,836	2,434	2,224
交 付 件 数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

(ウ) 補助団体の決算状況の推移

(単位：千円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
収 入 合 計	11,505	10,749	10,193	18,133	18,179
支 出 合 計	9,641	9,433	8,412	14,784	15,715
収 支 差 額	1,863	1,315	1,780	3,348	2,463

※収入合計には前期繰越額が含まれているため、収支差額は次期繰越額を表している。

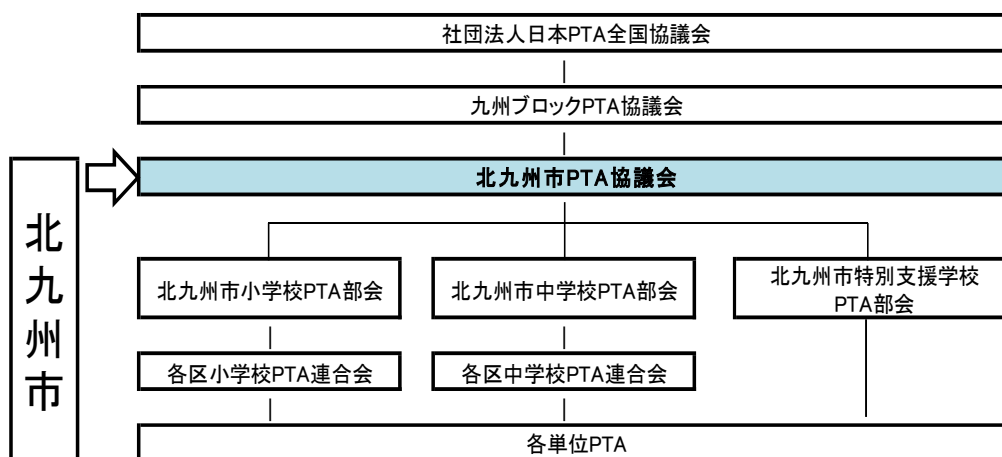
(イ) 補助金等の設置の背景

市は、北九州市PTA協議会に補助金を交付している。

北九州市PTA協議会は、市における社会教育、家庭教育及び学校教育の連携を深め、青少年の健全育成と福祉の増進を図り、社会の発展に寄与することを目的として設立された団体であり、社団法人日本PTA全国協議会の正会員である。

社団法人日本PTA全国協議会をはじめとする各PTA協議会において、研究・研修活動を行っているため、市は、北九州市PTA協議会の会員が他の協議会主催の研修会に参加する費用を補助している。また、広報活動としての機関紙発行費用も補助している。

【組織図】



※矢印は、補助金の交付を意味している。

※出所「福岡県PTA連合会ホームページ」を参考に監査人作成

(オ) 監査の結果

監査の結果、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(カ) 監査の意見

① 実績報告等の適切な審査について（合規性－意見）教育-オ

交付先が事業完了時に提出する「事業報告書」の記載様式が不十分である。

現状の記載様式に基づく審査では、研修に参加しさえすれば目的を達成したことになっていると思われるため、補助金の目的達成度がより明確となる記載様式とし、「事業報告書」を適切に審査することが望まれる。

<内容>

市は北九州市PTA協議会に対して、PTA関係研修会への参加費用50万円を補助しており、本補助金は主に研修参加者の旅費に充てられている。

事業完了時には、事業実績報告書に「事業報告書」及び「補助金に係る収支及び明細」を添付して、市へ提出しなければならない。

しかし、「事業報告書」の研修内容には、2、3行で『〇〇について研究討議を行った』、『〇〇について意見交換を行った』と活動内容が簡単に記載されているだけであった。

【平成23年度 PTA関係研修会参加事業報告書】

月日	研修内容
8月 26日、27日	第59回日本PTA全国研究大会ひろしま大会（広島県） 9名参加 <u>社会環境の変化に伴い子どもたちの生活がどのように変化しているか、その中でPTA活動はどのように展開していけばよいか、実践事例の報告を基に研究討議を行った。</u>
9月 15日、16日	第67回指定都市PTA情報交換会川崎大会（川崎市） 5名参加 <u>各分科会ごとに研究討議し、今後の活動の一層の充実を図るための意見交換を行った。</u>

※出所「平成23年度 PTA関係研修会参加事業報告書」

本補助金の交付目的は、PTA活動のあり方や諸問題について、各種研修会に参加することで得られた知識・情報などの成果を、今後のPTA活動に積極的に活かすことである。

したがって、「事業報告書」には参加によって得られた知識・情報を具体的に記載するとともに、どのようにフィードバックするかまでの記載を求めることが望まれる。

現状の記載様式に基づく審査では、研修に参加しさえすれば目的を達成したことになっていると思われるため、補助金の目的達成度がより明確となる記載様式とし、「事業実績報告書」を適切に審査することが望まれる。